

# 4

## 4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制



## 4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

#### (1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足

歴史的風致に係る歴史資産や活動の取組について、一人ひとりの市民が「自分たちのまちの財産である」と実感できる土壤を作っていくことが非常に重要であり、さまざまな普及啓発活動を通じて、共感する人やパートナーとなってくれる人を増やすことが求められている。そのためには、情報を単に伝達するのみではなく、多くの人にリーチする横の視点と深く体感してもらう縦の目線の双方を持って情報公開や愛着を感じられる接点づくりを推進していく必要がある。

#### (2) 増加する歴史的建造物候補への対応

市内の歴史資産の現存状況を継続的に把握することは勿論のこと、時代の変化に伴う歴史的建造物等の評価を常に見直していくことが必要である。歴史的風致を形成する歴史的建造物においても、築造後概ね50年を経過していることを前提として、戦後に築造された建造物など時代の更新に伴って増加する歴史的建造物の候補について、保全活用を検討していく必要がある。

#### (3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応

関東大震災と第二次世界大戦による横浜大空襲という二度の災禍を受けながらも現在に残る歴史的建造物は、そのまちの歴史を語り、横浜らしい個性を象徴する存在であり、一度失われると二度と取り戻すことができない非常に貴重かつ重要な資産である。歴史的風致の維持及び向上のためには、これらの「歴史資産」が完全に失われてしまうことを防ぎ、極力保全し継承していくことが必要である。

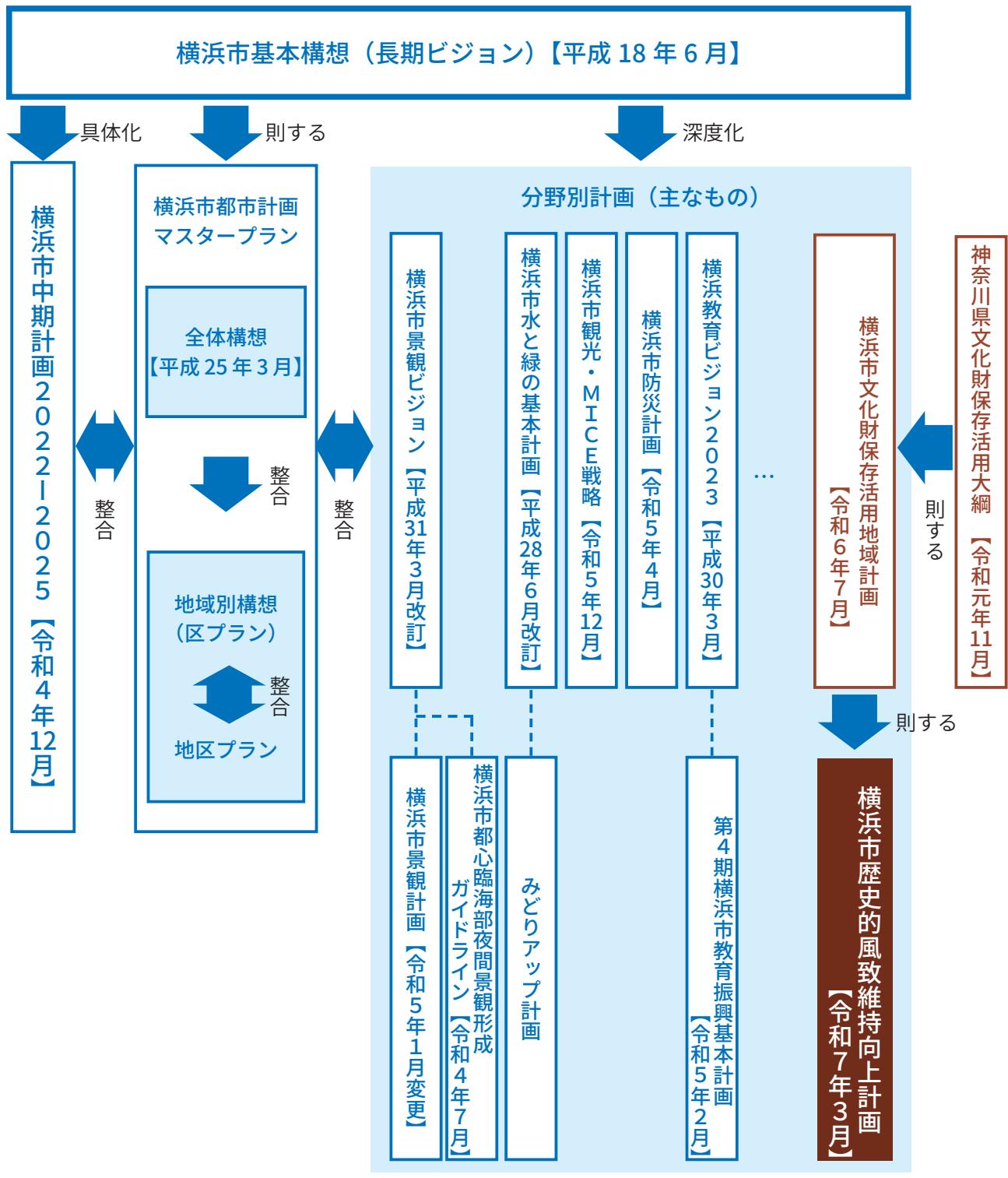
しかしながら、近年では維持管理に係る費用の高騰、税負担等による所有者の負担が大きくなっていることが課題となっている。また、都市部特有の課題として、不動産評価では低くみられることから都市開発圧力の下では失われやすい存在である。歴史資産を守る所有者・管理者に極力最大限の支援を行いつつ、長期的な視野に立ち柔軟に保全していくことが求められている。

#### (4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携

歴史資産を保全し本来の形で使い続けることは、歴史的風致の維持のためには非常に大きな価値がある。しかし同時に、その歴史資産自体が象徴する個性に、現代ならではの活用が加わることで、まちの中で大きな価値を發揮し、歴史的風致が向上する可能性を秘めている。歴史資産がまちの中で生きた形で有り続けるためには、守りながら使い、使いながら守る、保全活用とまちづくりが一体となった推進が重要である。その実現のためには、さまざまな角度からの知見や力が必要であり、活用を進めていくための支援や施策が求められている。一方で、これまでの歴史的建造物等の情報や、維持管理や改修・活用等に関するノウハウ等が蓄積されつつあるにも関わらず、所有者や技術者等の間での共有が不足しているという課題がある。

## 2.既存計画（上位・関連計画）

本計画は、平成18年（2006）から20年間の横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画として、その構想を深化する分野別計画に位置づけられる。また、「横浜市中期計画2022-2025」や「横浜市都市計画マスター プラン」等の関連計画と整合、連携を図る。さらに、歴史まちづくり分野の計画である「横浜市文化財保存活用地域計画」とも整合、連携を図り、横浜市の歴史まちづくりを推進していくための計画とする。



上位計画及び関連計画との位置づけ

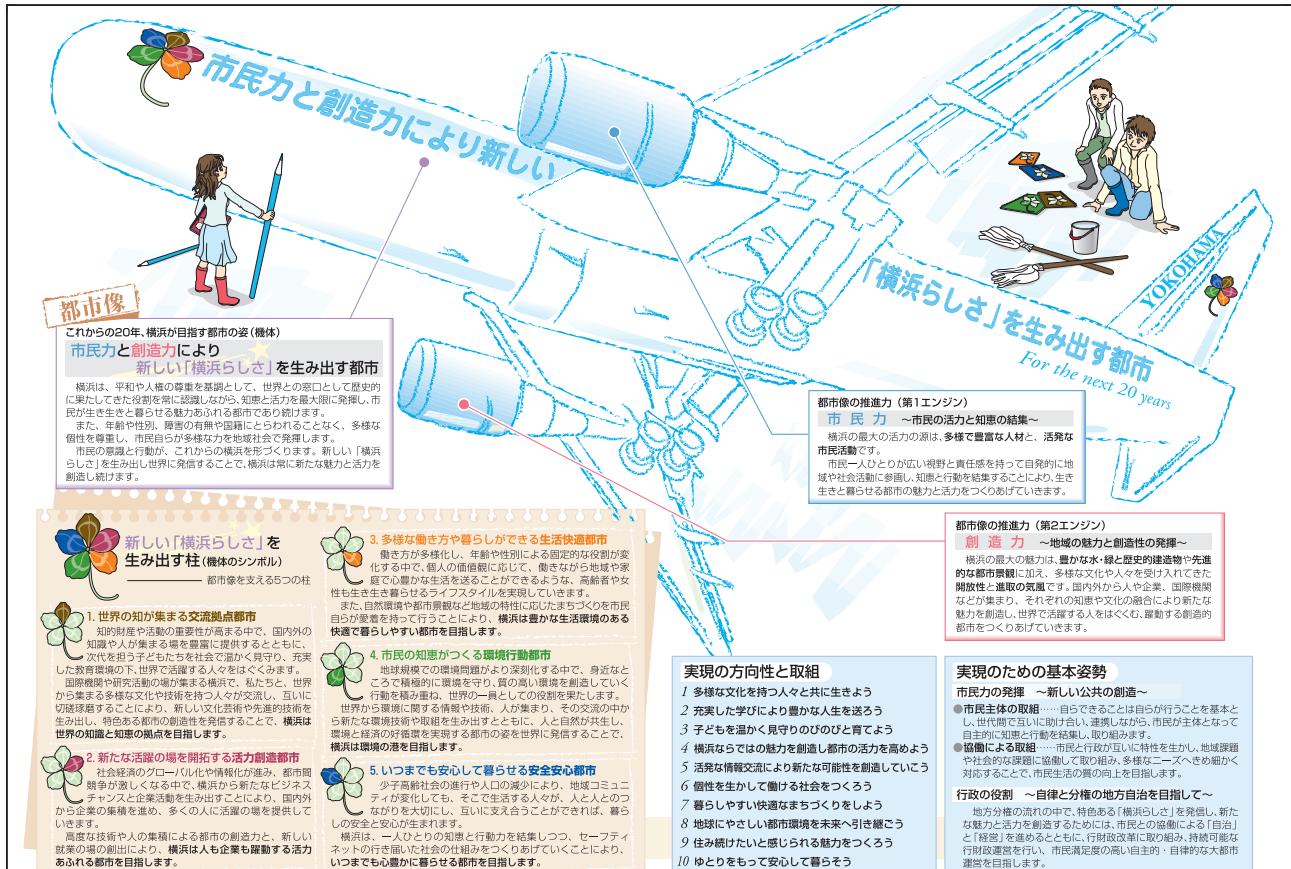
## (1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）

昭和48年（1973）に制定された「横浜市基本構想（旧）」を、平成21年（2009）に開港150周年、市政120周年を迎えることも契機に見直し、平成18年（2006）6月23日に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定した。「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものである。概ね令和7年（2025）頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した。

横浜市基本構想（長期ビジョン）では、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を掲げ、その都市像を支える5つの柱を示している。本計画は、特に「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」と関連が深く、「自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します」と定めている。

また、実現の方向性と取組を10個示している。「横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう」では、「横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう」と定めている。「暮らしやすい快適なまちづくりをしよう」では、「歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう」と定めている。

実現のための基本姿勢として、「横浜を支える市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協力して都市の魅力や活力をつくるとともに、安心して生き生きと暮らせる社会を実現します」と定めている。



横浜市基本構想（長期ビジョン）概要

#### (4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう

横浜の活力を高めていくためには、活発な文化芸術活動や国際機関などの集積により、多様な人々が集まり、交流することで、横浜ならではの魅力と可能性を創造することが重要です。

ア 横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう。

イ 横浜の活力の源である港の魅力を高めるために、アジアや世界に貢献する物流機能の強化とともに、海に親しめる憩いの機能も高めていきましょう。

ウ 環境に配慮した事業活動や技術開発、消費が活発に行われるとともに、豊かな自然環境と、都市活動が持続的に共存できるまちを目指しましょう。

エ 横浜の食を支える農業と都市生活を共存させ、大きな消費地を背景とした地産地消を積極的に進めるとともに、安全で新鮮な農産物を生み出す都市農業が活発に行われるまちを目指しましょう。

#### (7) 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう

高齢社会や人口減少社会の中で、誰もが快適に暮らしていくためには、ライフスタイルや地域の特性に応じた住環境の中で生活し、身近な地域で様々な活動ができることが重要です。

ア 多様化するライフスタイルや、地域の特性に応じた質の高い住環境と効率的な交通体系が備わったまちを目指しましょう。

イ 誰もが働きやすい就業の場と居住の場のほか、楽しみ、学び、憩いの場などが駅を中心に近接するコンパクトなまちを目指しましょう。

ウ 歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう。

実現の方向性と取組 ((4)・(7) 抜粋)

## (2) 横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画 2022～2025」は令和 4 (2022) 年 12 月 23 日に策定した。計画期間は令和 4 (2022) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 4 年間としている。2040 年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針としての基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に加え、9 つの戦略と 38 の政策等を取りまとめている。

9 つの戦略のうち本計画に関連するものとして、「戦略 5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり」の「政策 26 郊外部における多様な機能の誘導」、「戦略 6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」の「政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり」では「関内・関外地区の活性化推進」と「魅力あふれる都市空間の形成」、「政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進」においては「歴史と創造性を生かしたまちづくり」が掲げられている。

### II 共にめざす都市像（めざす未来の具体像）

**市民生活  
の未来**

#### 暮らしがよく誰もが **WELL-BEING<sup>※</sup>を実現できるまち**

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

**都市  
の未来**

#### 人や企業が集い、つながり、 **新しい価値を生み出し続けるまち**

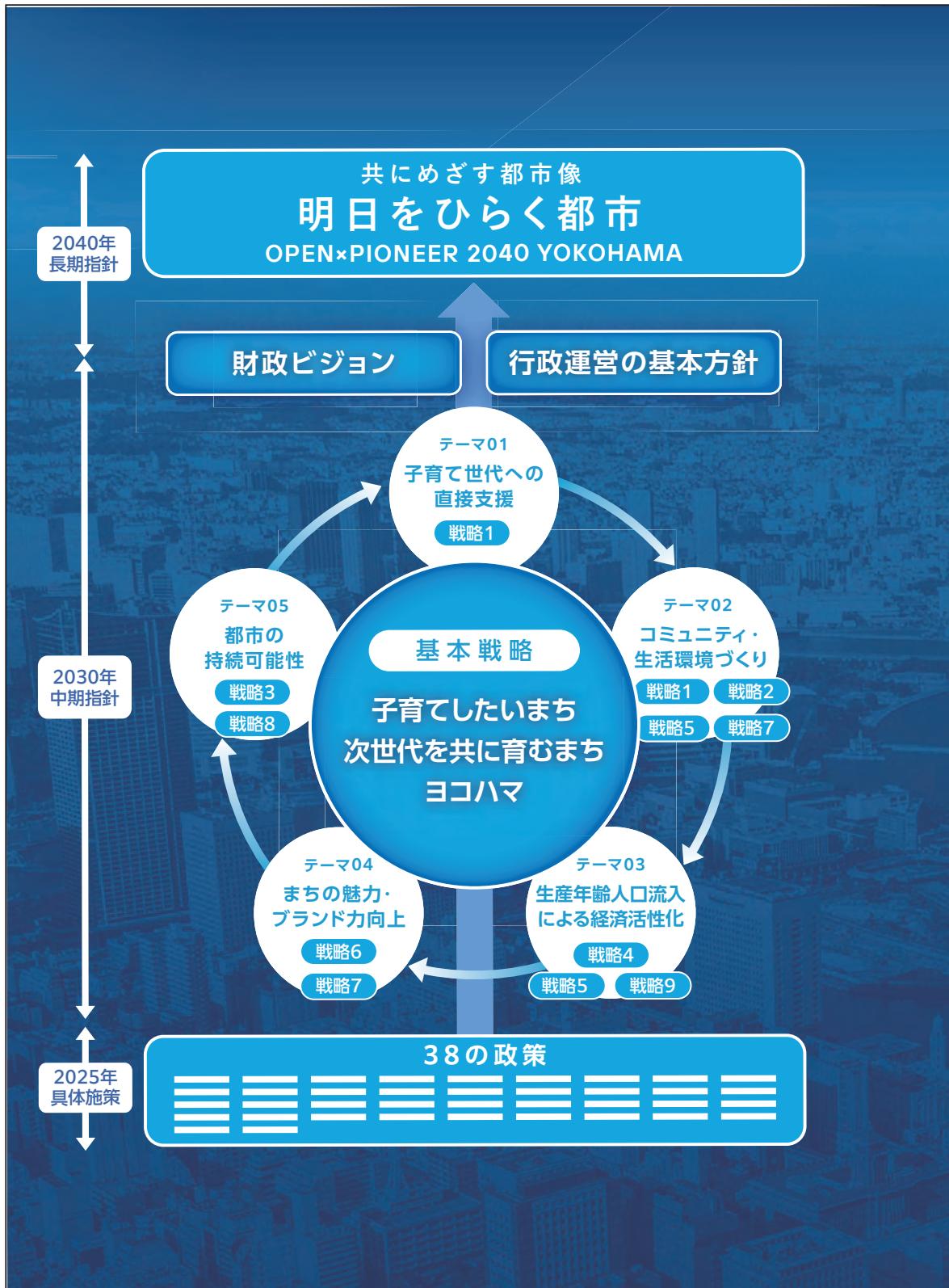
これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

**都市基盤  
の未来**

#### 変化する時代・社会に適応し、市民生活や **都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち**

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

<sup>※ WELL-BEING</sup>：幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。



計画の全体像

### ○ 主な施策

1 鉄道駅周辺のまちづくりの推進	主管局 都市整備局	施策指標 鉄道駅周辺の生活拠点の整備・誘導	直近の現状値 事業中4地区	目標値 完了3地区、事業中6地区（4か年）
2 多様な主体と連携した持続可能な郊外住宅地再生の推進	主管局 建築局、都市整備局	施策指標 持続可能な郊外住宅地の取組数	直近の現状値 7地区	目標値 9地区（4か年）
3 郊外部における多様な機能の誘導	主管局 建築局	施策指標 用途地域等の見直し地区数	直近の現状値 —	目標値 90地区以上（4か年）
4 戰略的な土地利用の誘導・推進	主管局 政策局、建築局、都市整備局、道路局	施策指標 戦略的な土地利用にむけた検討	直近の現状値 推進	目標値 推進
5 郊外部における新たな活性化拠点の形成	主管局 都市整備局	施策指標 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業進捗	直近の現状値 事業化検討	目標値 事業中
6 國際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進	主管局 都市整備局	施策指標 国際園芸博覧会開催の市民認知度	直近の現状値 24.5%	目標値 90%

### 政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり

○ 主な施策		
<b>1 横浜駅・みなとみらい・東神奈川臨海部周辺のまちづくりの推進</b>	主管局 都市整備局	施策指標 ①横浜駅周辺における開発事業 ②東神奈川臨海部周辺における開発事業 ③みなとみらい21地区における開発事業 <b>直近の現状値</b> ①事業中 ②事業中 ③事業中 <b>目標値</b> ①完了 ②完了 ③事業中
横浜駅周辺（エキサイトよこはま22）、みなとみらい21、東神奈川臨海部周辺の開発などを通じて、国内外の多様なニーズに対応した、都心にふさわしい高度な商業・業務・居住機能等の集積を進めます。また、民間の街区開発と連携して計画的に基盤整備を進めるとともに、イベント開催時の混雑改善に向けた先端技術の活用、エリアマネジメントの活性化による地区の魅力づくりや公民連携による大都市脱炭素化モデルの構築 <sup>*</sup> を取り組みます。 ※令和4年4月にみなとみらい21地区が、環境省が実施する「脱炭素先行地域」に選定		
<b>2 関内・関外地区の活性化推進</b>	主管局 都市整備局	施策指標 ①関内駅周辺における開発事業 ②北仲通地区における開発事業 <b>直近の現状値</b> ①事業中 ②一 <b>目標値</b> ①事業中 ②事業中
開港以来の歴史・文化を生かしながら、新たな開発や企業集積等により、業務・ビジネスの再生やにぎわいと活力づくりを推進します。特に、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとする関内駅周辺地区や新市庁舎を中心とする北仲通地区等の拠点づくりを実現するとともに、回遊性を高めるための基盤整備に取り組みます。 また、横浜文化体育館の再整備等、スポーツによる地域活性化にも取り組みます。		
<b>3 新横浜都心のまちづくりの推進</b>	主管局 都市整備局	施策指標 新横浜駅南部地区のまちづくり <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 推進
都心機能と周辺の自然環境や居住機能、集客施設等の相乗効果を發揮する計画的なまちづくりを進めます。そのため、新横浜都心のポテンシャルを生かす将来のまちづくりビジョンを策定するとともに、地区計画等の規制誘導手法を活用し、業務、居住、商業等のバランスのとれた都心機能を誘導しています。 また、地域とともに、横浜の玄関口にふさわしい新横浜駅を中心とした回遊性の強化と拠点づくりを進めます。		
<b>4 京浜臨海部のまちづくりの推進</b>	主管局 都市整備局	施策指標 まちづくりの具体化へ向けた検討 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 推進
国際競争力の強化や魅力向上に向け、「技術革新」「産業観光」を柱としたまちづくりを推進します。そのため、立地企業等と連携しながら、先進的な産業技術拠点の形成や、脱炭素イノベーションの創出、各企業が持つ優れた技術を応用した魅力創出などに取り組みます。		
<b>5 山下ふ頭再開発の推進</b>	主管局 港湾局	施策指標 再開発に向けた検討 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 推進
山下ふ頭の持つ優れた立地と広大な開発空間を生かし、横浜経済をけん引するまちづくりを推進します。 市民や事業者の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、地域の関係者・有識者等で構成される委員会で新たな事業計画案の検討を進めます。		
<b>6 回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進</b>	主管局 都市整備局	施策指標 既存の交通モードと新たな移動サービスや観光施設等との連携 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 推進
地区内外における多様な交通手段と新たな移動サービスや観光施設等をつなぎ、楽しく快適に移動できる交通環境の充実を図ることで、回遊性を向上させます。また、道路空間の機能向上やシェアサイクルの充実など、歩行者や自転車にとっても優しいまちづくりを推進します。加えて、エリアマネジメント活動の広域的な実施、公共空間の再整備や演出・利活用、イベントの開催などにぎわいづくりを進めるとともに、市民や企業等と連携したまちの美化の推進による快適な歩行者空間の形成、クルーズ旅客の受け入れ環境の整備などに取り組みます。		
<b>7 魅力あふれる都市空間の形成</b>	主管局 都市整備局	施策指標 市内の景観に関する満足度 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 76%（4か年平均） 78%（4か年平均）

## 政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり市民に身近な文化芸術創造都市の推進

○ 主な施策		
<b>1 文化芸術を通じた次世代育成と共生社会実現に向けた取組</b>	主管局 文化観光局	施策指標 芸術文化教育プログラムへの子どもたちの参加者数 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 12,823人/年 15,200人/年
学校や文化施設において、子どもたちの創造性や感受性を育むための文化芸術体験等の次世代育成や、障害の有無・国籍・居住エリア等にかかわらず、文化施設や身近な地域で、誰もが文化芸術に触れる機会を充実させます。		
<b>2 文化芸術による街のにぎわいの創出と国内外への発信</b>	主管局 文化観光局	施策指標 アートイベントの来場者数 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 18.2万人（4か年） 29.7万人（4か年）
現代アートの国際展横浜トリエンナーレや、市民参加などによる多彩なアートイベント等を開催することで、横浜の魅力を国内外へ発信し、プレゼンスの向上、にぎわいの創出を図り、文化芸術創造都市を推進します。		
<b>3 歴史と創造性を生かしたまちづくり</b>	主管局 文化観光局、都市整備局、教育委員会事務局	施策指標 港の夜景の演出参加施設数 <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 27施設/年 45施設/年
創造界隈拠点などの歴史的建造物等を活用した魅力的なまちづくりを推進します。 あわせて、都心臨海部の景観を先端技術による光と音楽で演出するなど、横浜ならではの夜景をまちぐるみで創出します。 また、「横浜市文化財保存活用地域計画」に基づき、横浜に残る多様な文化財等の保存・活用を効果的に進め、市民の学びの機会の充実を図ります。		
<b>4 市民の文化芸術活動への支援と環境整備</b>	主管局 文化観光局	施策指標 文化施設の稼働率 <sup>*</sup> <b>直近の現状値</b> ①事業中 <b>目標値</b> 73%/年 80%/年
鑑賞、創作、体験、発表の機会の充実を図り、地域の活性化につながる文化芸術活動を支援します。 また、地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターは、未整備区を対象に、再開発等まちづくりの機会に合わせて、区内公共施設の状況を踏まえ必要な機能の検討・整備を進めます。		

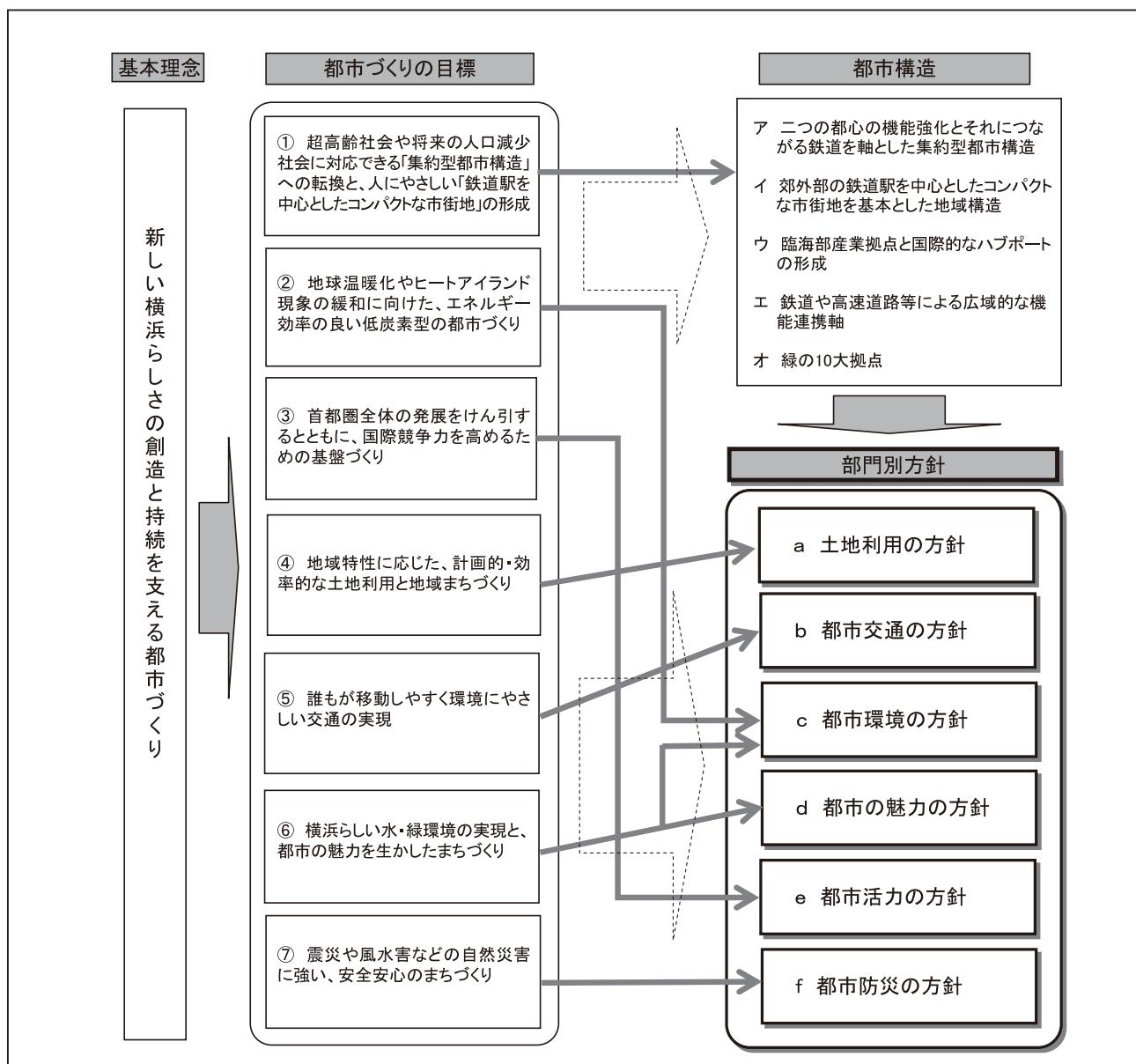
## 政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

### (3) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市都市計画マスタープランは、平成12年（2000）1月に初めて策定され、その後10年余りが経過した。この間、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んだ。今後人口減少社会の到来が予測されるなど、社会経済状況も変化しているため、それに合わせ、平成25年（2013）改定を行った。横浜市基本構想（長期ビジョン）と合わせ、令和7年（2025）を基本的な目標年次としている。

都市づくりの基本理念の一項目として「港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり」を掲げている。都市づくりの目標の一つとして、「横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり」を定めている。

部門別方針では、「d 都市の魅力の方針」として、「4-2 (1) ②歴史的建造物の保全、活用の推進」、「4-2 (2) ③美しい港の景観形成」、「4-3(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進」が掲げられている。また、「e 都市活力の方針」として、「5-3 (2) 観光資源の活用と機能強化」が掲げられている。



7つの「都市づくりの目標」と、それらの目標を実現するための「都市構造」と「部門別方針」の関係性

## 4 都市の魅力の方針

### ■方針の体系

#### 4-1 都市の魅力向上の基本方針

#### 4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

##### (1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

- ①魅力づくりの推進
- ②歴史的建造物の保全、活用の推進
- ③公共空間のデザイン演出

##### (2) 臨海部の水辺空間を生かした魅力向上

- ①市民に開放された水辺空間の形成
- ②水辺における多様な活動の推進
- ③美しい港の景観形成

#### 4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

##### (1) 多様性を感じさせる景観形成

- ①河川周辺における景観形成
- ②幹線道路周辺における景観形成
- ③まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

##### (2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

##### (3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

## 5 都市活力の方針

### ■方針の体系

#### 5-1 都市活力の基本方針

#### 5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

##### (1) 都心部の活力、競争力の向上

- ①横浜駅周辺地区の開発促進
- ②みなとみらい21地区の開発促進
- ③関内・関外地区の活性化の推進
- ④横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進
- ⑤新横浜都心の機能強化

##### (2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

- ①中小企業の競争力強化による成長支援
- ②成長分野における産業の振興・拠点の形成
- ③国内外からの企業誘致の推進

##### (3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

- ①空港へのアクセス強化
- ②産業拠点から国土軸、首都圏全体へのアクセス強化
- ③港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化
- ④市場の再編と機能強化
- ⑤高度情報化社会への対応
- ⑥次世代型都市インフラの構築

#### 5-3 MICE・観光の機能強化の方針

##### (1) MICE誘致・開催支援促進のための機能強化

##### (2) 観光資源の活用と機能強化

#### 5-4 市民生活の利便性向上の方針

##### (1) 鉄道駅周辺地区整備の推進

##### (2) 住宅市街地の活性化

部門別方針（4・5 抜粋）

## (4) 横浜市景観計画

平成 20 年（2008）4 月 1 日、景観法に基づく「横浜市景観計画」を施行し、令和 5 年（2023）1 月 15 日に一部変更した。横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下「横浜市全域」という。）を景観計画区域としている。ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下「景観推進地区」という。）を、関内地区、みなとみらい 21 中央地区、みなとみらい 21 新港地区、山手地区としている。

「良好な景観形成の考え方」では、「横浜らしい景観をつくる 10 のポイント」を掲げている。また、「地域ごとの景観づくりの方向性」を定めている。

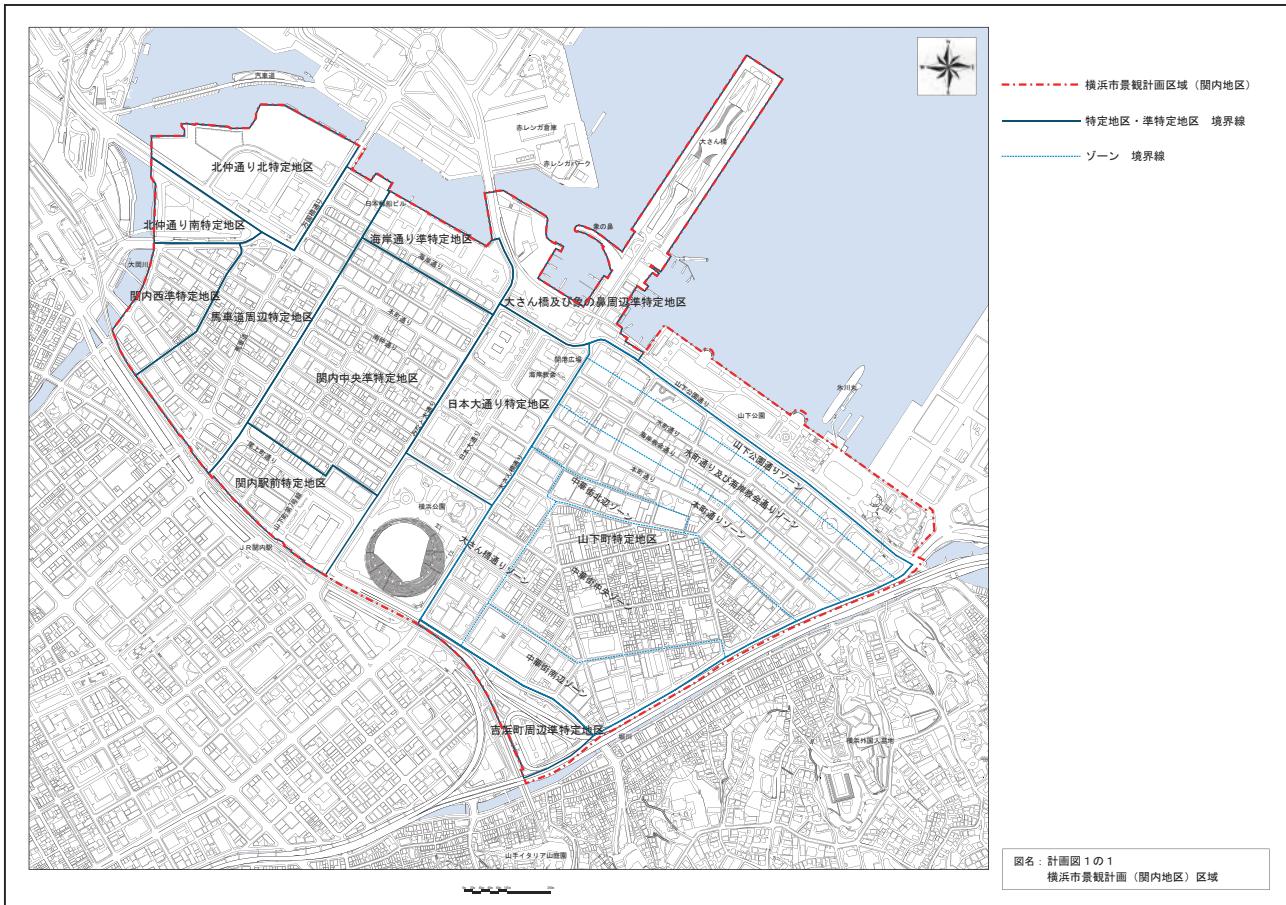
### 【横浜らしい景観をつくる 10 のポイント】

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

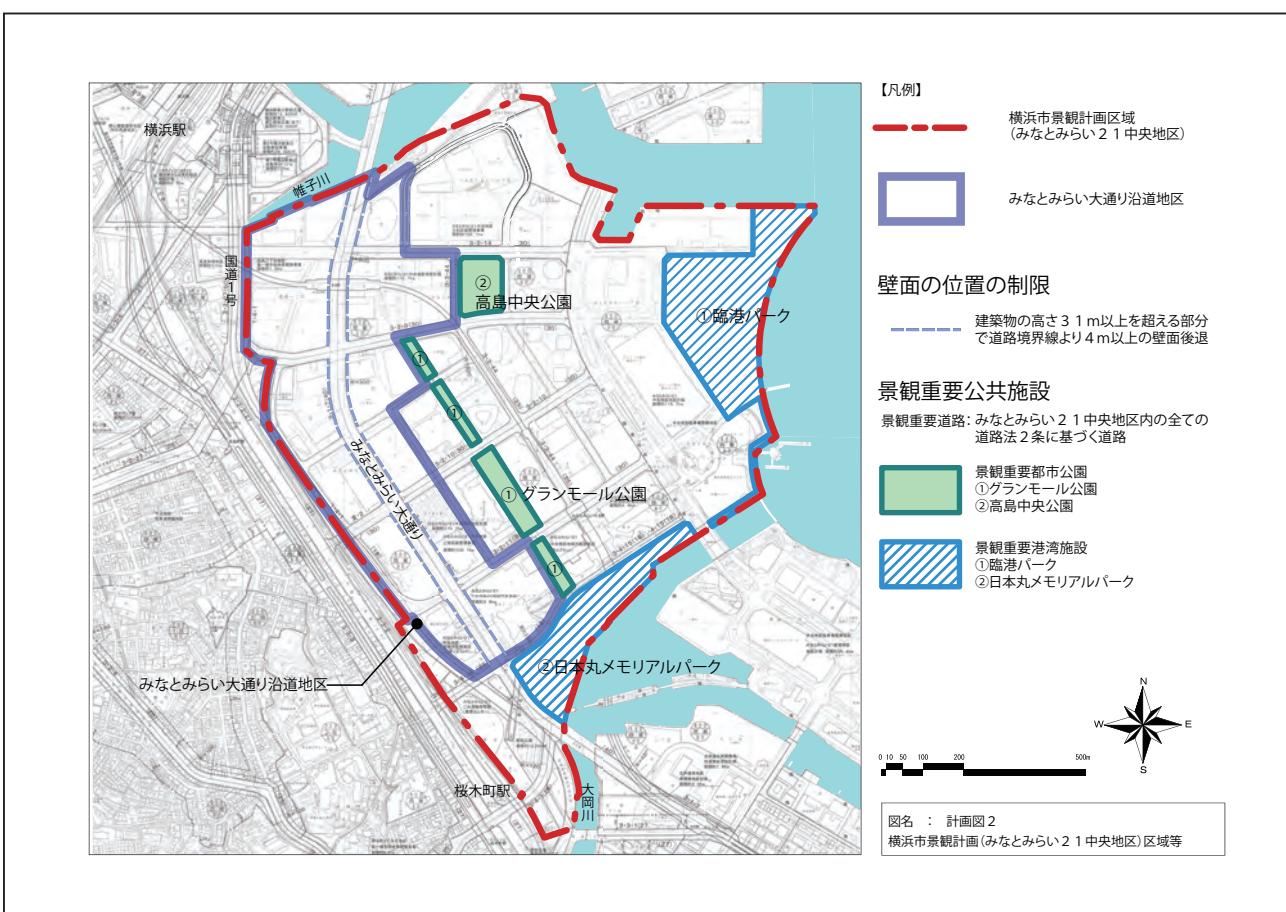
### 【地域ごとの景観づくりの方向性】

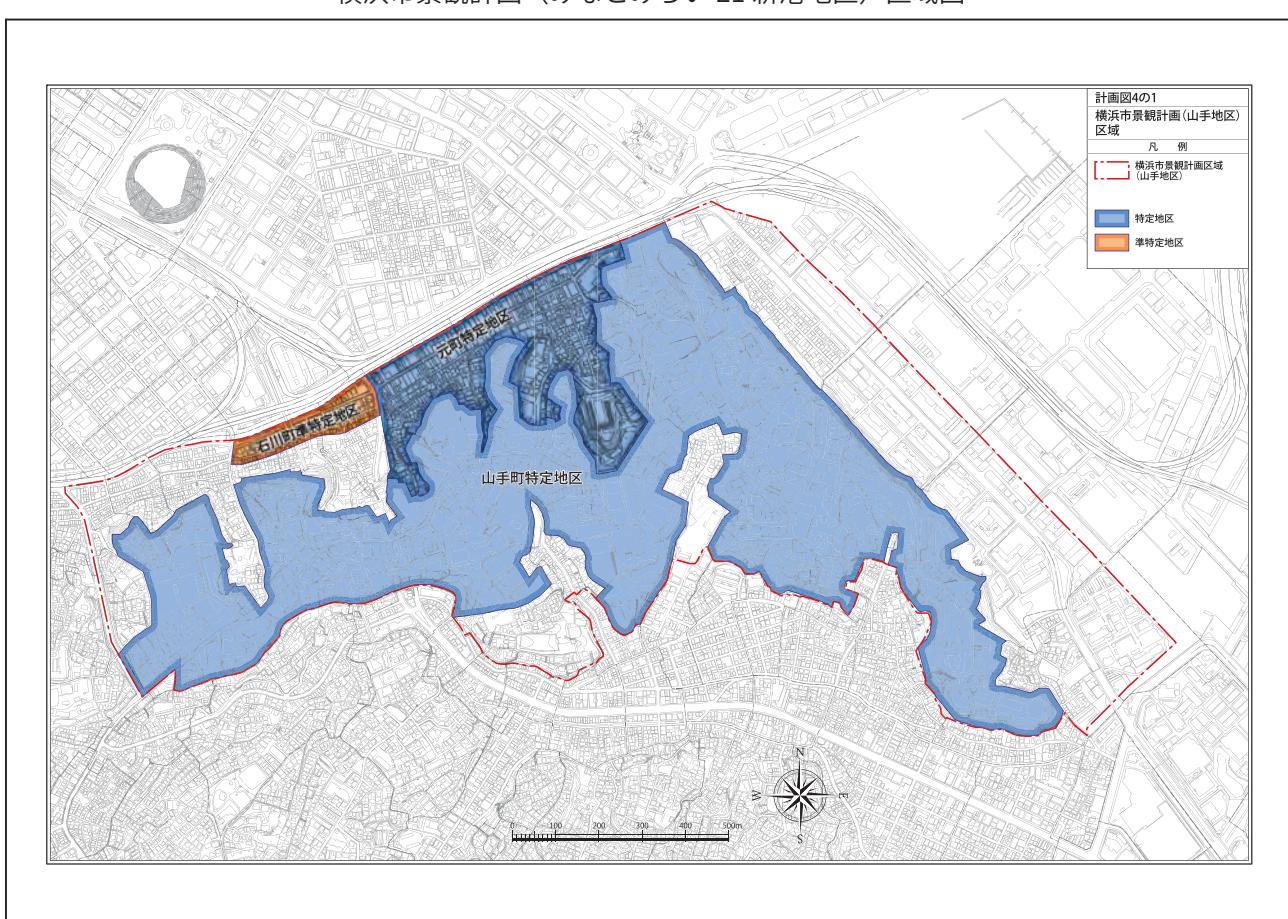
- ① 臨海部  
物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを生かした景観づくりを進めています。
- ② 都心部  
多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の二大拠点の景観づくりを進めています。
- ③ 高密度な既成市街地  
親しみのある街並みや高低差を生かした景観づくりを進めています。
- ④ 郊外駅前及び周辺  
地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を生かした景観づくりを進めています。
- ⑤ 郊外住宅地  
年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めています。
- ⑥ 水・緑と農のある郊外  
身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めています。

横浜らしい景観をつくる 10 のポイントと地域ごとの景観づくりの方向性



横浜市景観計画（關内地区）区域図

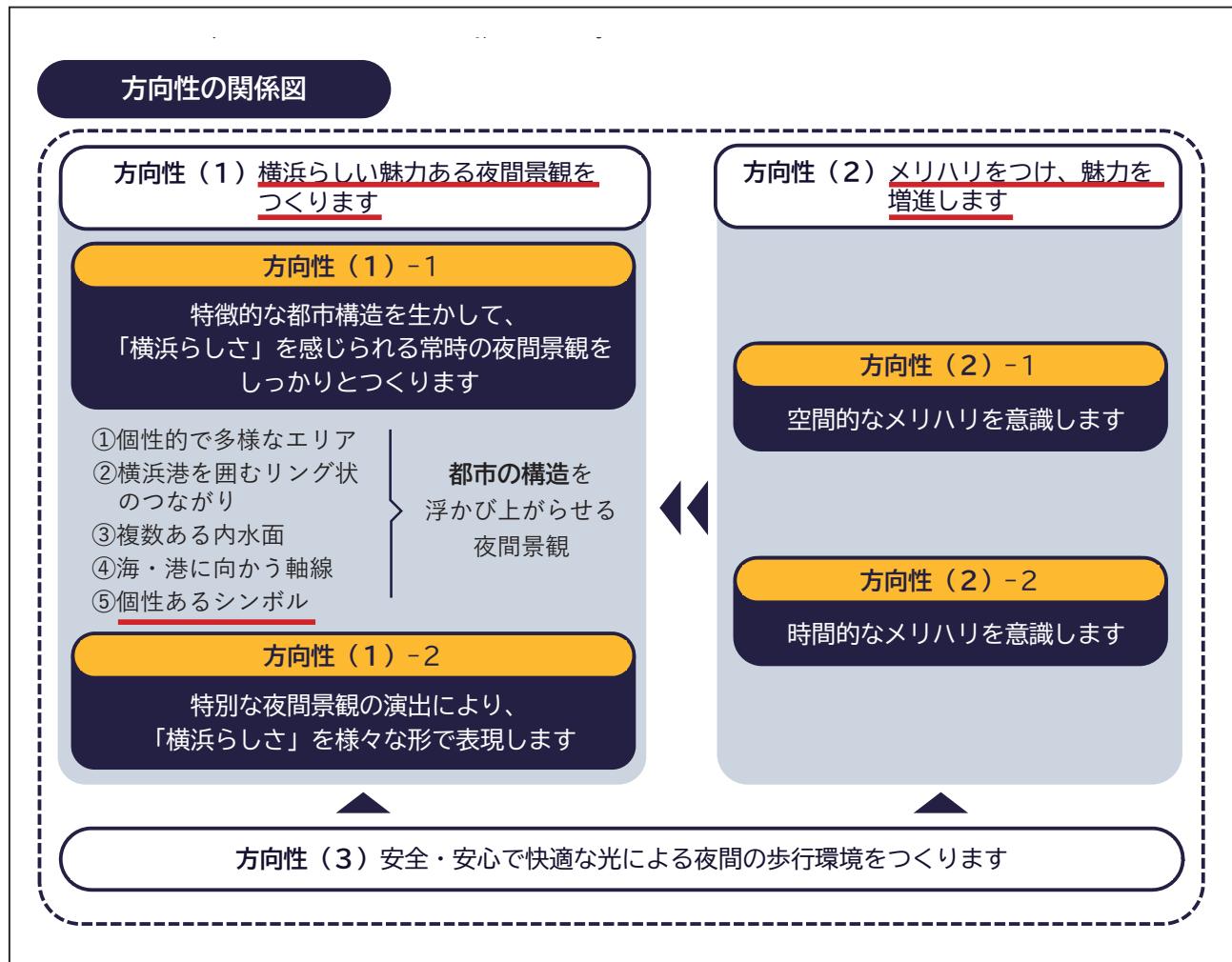




## (5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン

市民・事業者・行政それが、夜間景観形成の方向性や演出方法に対する理解を深め、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年（2022）7月、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定した。

都心臨海部の夜間景観の方向性（1）「横浜らしい魅力ある夜間景観を作ります」では、「個性あるシンボル」すなわちシンボルとなる建造物を、「横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる」としている。例えば、歴史的建造物の本来の色を尊重した照明とすることを挙げている。方向性（2）「メリハリをつけ、魅力を増進します」では、空間的なメリハリを意識し、エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りの周辺は落ち着かせるなど、抑揚のある街並みとなるよう配慮するとしている。例えば、歴史的建造物をライトアップし、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出していることを挙げている。



方向性の関係図

## 方向性（1）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

### 方向性（1）-1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります

**構造⑤ 個性あるシンボル ⇒ 横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる**

- シンボルとなる建造物は、その特徴を効果的に魅せる照明の工夫などにより、昼とは異なる形で横浜やエリアの個性を印象づけます。



PHOTO by Hideo MORI  
シンボルとなる建築物等の昼と夜の見え方の変化（横浜マリンタワー、氷川丸）



PHOTO by Hideo MORI  
歴史的建造物の本来の色を尊重した照明（横浜赤レンガ倉庫）



PHOTO by Hideo MORI  
海に映える寒色系の照明（横浜ベイブリッジ）

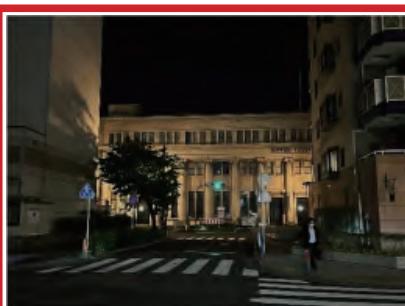
## 夜間景観の方向性（1）-1、構造⑤

## 方向性（2）メリハリをつけ、魅力を増進します

### 方向性（2）-1

空間的なメリハリを意識します

- エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りについて際立たせたい箇所は照らし、その周辺は落ち着かせるなど、空間的なメリハリをつけることで、抑揚のある街並みとなるよう配慮します。



歴史的建造物をライトアップし、その周辺では控えめな照明とすることで、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出している（横浜郵船ビル）



来街者を迎えるゲート空間として建物の正面を際立たせ、それ以外の部分は落ち着いた光とし、メリハリのある照明としている（村田製作所みなとみらいイノベーションセンター）

## 夜間景観の方向性（2）-1

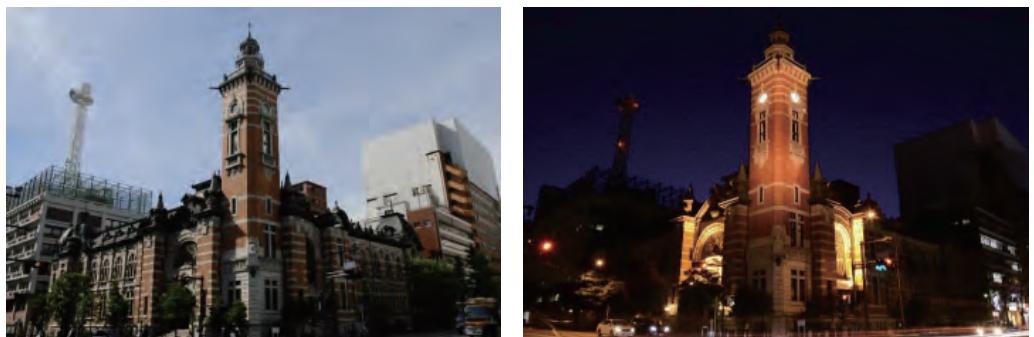
魅力ある夜間景観により実現したいことでは、「昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街」、「横浜を象徴する“いつもの”景色がある街」が関連深い。前者は光の特性を生かすことで、昼とは異なる街の表情をつくり夜も滞在したくなる街を目指すとしている。後者は、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し未来にわたって維持していくとしている。

## 2. 魅力ある夜間景観により実現したいこと

魅力ある夜間景観の創出は、横浜の街そのものの魅力を向上させ、夜間の滞在人口の増加にもつながります。市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの取組が連携しながら、様々な手法で夜間景観を魅力的にしていくことが重要です。

### 2-1. 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街

光の特性を生かし、特徴的な建物を際立たせることや、複数の建物を同じ色でライトアップしてまとまりとして見せることなどにより、昼は多くの建物に埋もれて見えなかった個性が顕在化し、あるいは同じ建物でも異なる見え方になります。昼とは異なる街の表情をつくることで、昼だけでなく夜も滞在したくなる街を目指します。



昼と夜の建物の見え方の変化（横浜市開港記念会館）

### 2-5. 横浜を象徴する“いつもの”景色がある街

市民にとっては、旅行先から帰ってくる際に見るとホッとするような、また来街者にとっては、一度行ってみたい・また行きたいと思えるような、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し、未来にわたって維持していきます。



PHOTO by Hideo MORI

歴史的建造物である横浜赤レンガ倉庫と近未来的な高層ビルが融合した横浜らしい“いつもの”夜間景観

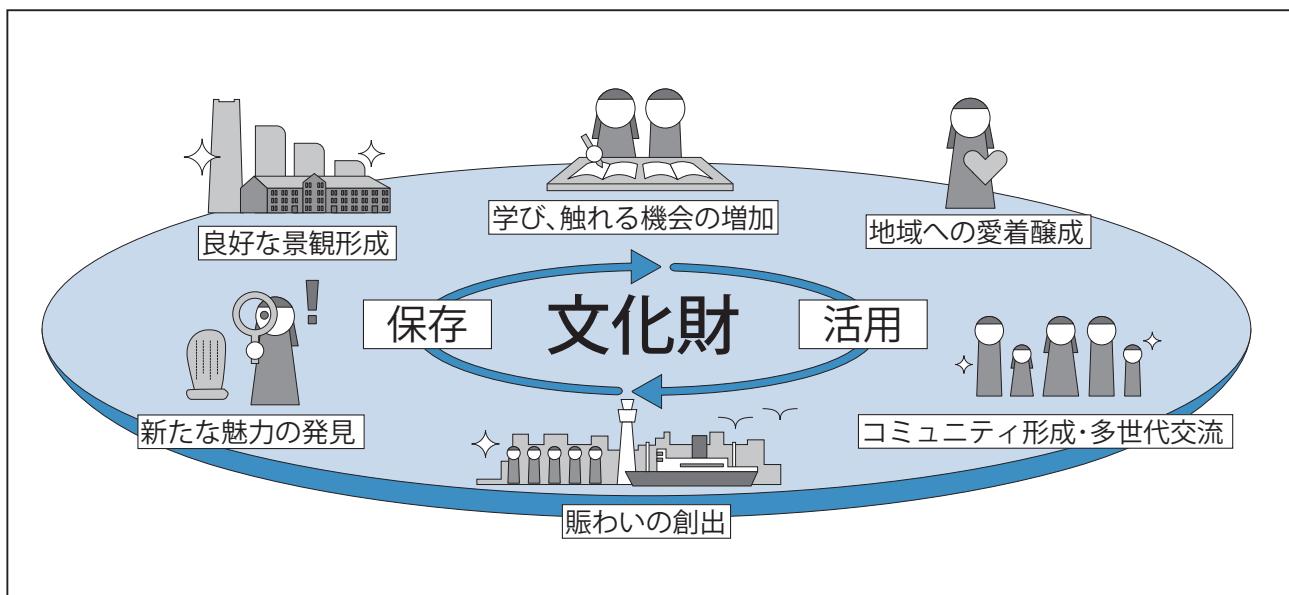
魅力ある夜間景観により実現したいこと（2-1、2-5 抜粋）

## (6) 横浜市文化財保存活用地域計画

横浜市における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、令和元年（2019）に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、文化財保護法に基づく「横浜市文化財保存活用地域計画」が令和6年（2024）に認定された。

本計画では、文化財の「保存」と「活用」が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考え方とし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定している。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組も進めていく。

策定を契機に、横浜市の文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者をはじめ、行政、市民、関係団体、専門機関等と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民に、横浜の歴史文化に触れてもらえる機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指している。



横浜市における保存・活用のイメージ

## 【計画体系】「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を共有しながら取組を進め、多様な主体がともに連携しながら、横浜の歴史文化を次世代に継承していく。

### 3つの目指す姿と課題



「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

## 関連文化財群

市域に広がる多種多様な文化財を一体的に捉えた、歴史文化の特徴に基づく9つのストーリーを設定

### 1. 海と川とともに暮らした先史から古代の人々

東京湾に面し、市域に河川がめぐる地形により、先史から古代の人々は、海や川とともに暮らした。海岸線の変化や稻作の始まりにより、暮らす場所や様式も変化し、その様子は市域で発見された数々の遺跡からうかがえる。

### 2. 武家社会下の交易・交通と文化～

横浜市域は、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治や経済の中心に近接する位置にあった。湊や街道に多くのものや人が行き交い、経済や文化などが発展した。

### 3. 横浜開港－国際貿易港のあゆみ－

日米和親条約の締結地となった横浜村は、幕末の開港をきっかけに、国際貿易港として急速な発展を遂げた。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真、眞葛焼に代表される横浜焼などの土産物や工芸品も、海外へ渡っていった。

### 4. シルクがもたらした繁栄

開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出業を支え、周辺の郡部では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになった。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、財を成した実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもつた。

### 5. コスモポリタン都市－文化の交差点－

開港を機に、国内外から多くの人々が移り住んだ。外国人居留地には各国の商館が並び、山手は居留外国人の住宅地として発展した。それにより、海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として横浜から国内に広まった。

### 6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー

幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初の鉄道開業や近代水道の創設、フランス人実業家ジェラールが製造販売した煉瓦・西洋瓦など、国内の他都市に先行して近代技術が導入された。

### 7. 焼け跡から二度よみがえった都市

横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展した。関東大震災後は、震災復興事業と大横浜建設事業により現在の都市の骨格が作られた。終戦後の復興は、占領軍の接收により大きく遅れるが、徐々に解除され、防火帯建築や公共施設が整備された。

### 8. 谷戸・里山と横浜の原風景

市域には、「谷戸」と呼ばれる地形があり、古くから農業が営まれ、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれた。人と自然が関わる谷戸の環境は「里山」と呼ばれ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境であり、昔の民家や生活用具も、当時の暮らしを今に伝えている。

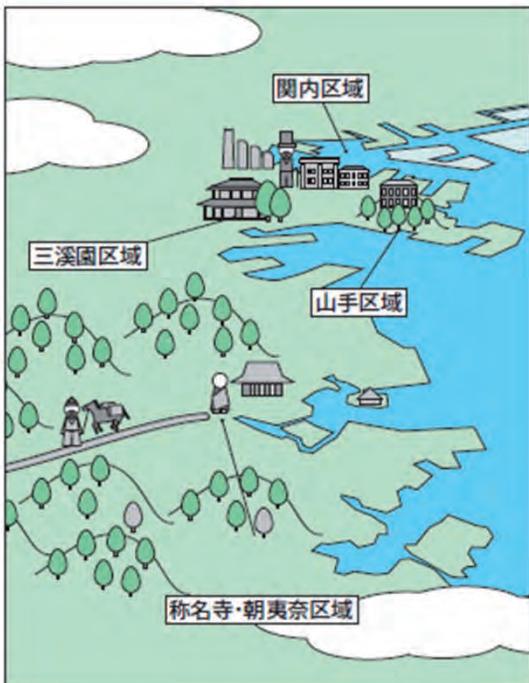
### 9. 地域が育む祭礼・行事

市域には、人々が神や仏に対して豊作、大漁、厄災除け等を祈願する様々な祭礼や行事が伝えられている。また、時代を超えて受け継がれてきた神仏を敬う意識は、社寺境内の自然を保護することにつながり、市域には古木や樹叢が伝えられている。

関連文化財群

## 文化財保存活用区域

文化財が集積し、周辺環境も含めて文化財を核とした文化財空間を創出する4区域を設定



### ① 関内区域

幕末期の開港で、近代日本の経済や流通の中心となる。震災や戦災等の歴史を伝える建造物が多く所在し、良好な景観が残る。



横浜市開港記念会館

### ② 山手区域

1867年に外国人居留地として開設された地区。居留外国人の住宅地として整備され、異国情緒漂う街並みが形成された。公園、歩道沿いの生垣、各所に残された縁のほか、歴史的建造物が残る。

### ③ 三溪園区域

製糸業・生糸貿易で財を成した原富太郎（三溪）が私財を投じて本牧に整備した庭園。各地の歴史的建造物を、土地の起伏を生かし、庭園としての景観上の調和に配慮しながら、設計・配置されている。



三溪園外苑

### ④ 称名寺・朝夷奈区域

国指定史跡である称名寺境内と朝夷奈切通を含む一体のエリアで、中世東国の政治・文化的な中心都市鎌倉の一部であった地域。古代・中世から近世にかけて都市鎌倉との結びつきが強く、その後の歴史を語る上で重要。



朝夷奈切通

## (7) 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は、水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画として、「横浜市水環境計画」、「水環境マスタープラン」及び「横浜市緑の基本計画」を統合し、平成18年（2006）に策定された。計画策定からおよそ10年が経つことを契機に、平成28年（2016）6月に計画内容を一部改定した。

横浜らしい魅力ある水・緑環境では、古民家などがある公園などでは地域の歴史文化を伝える活動が行われていること、市内に残る数少ない里山は土地所有者やさまざまな市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境となっていること、また、わが国最初の洋式庭園である山手公園や、外国人居留地であった港の見える丘公園、関東大震災からの復興で生まれた山下公園など、歴史とともに育まれてきた公園が多くあり、全国から多くの人々が訪れていることを挙げている。また、多面的な機能では、水・緑環境には良好な景観を形成する景観形成機能や、地域の歴史や風土、文化を伝える環境教育機能を持っているとしている。

本計画で目指す水と緑の目標像「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」（令和7年（2025））では、都市の姿において、「開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています」としている。

### 多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境

#### 都市の姿

##### ○緑が市街地に引き込まれています

- ・緑の10大拠点では、まとまりのある緑が保全され、市街地では身近な公園など緑の拠点が増えています。
- ・森と丘と海をつなぐ水や緑の軸により、ネットワークが形成されています。
- ・緑が適切に管理され、市民生活の安全にも寄与しています。

##### ○地域の中で農のある暮らしが息づいています

- ・魅力ある農景観が保全されています。
- ・地産地消が進み、市内産の農畜産物が食卓を賑わしています。
- ・農とふれあう場が充実しています。

##### ○多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています

- ・生き物の生育・生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されています。

##### ○健全な水循環が回復しています

- ・水源の緑、谷戸が保全されています。
- ・流域の貯留・涵養機能が回復しています。
- ・河川などの水量・水質が回復しています。
- ・海域の水質が回復しています。
- ・大雨への備えが進んでいます。

##### ○都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています

- ・開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています。
- ・魅力ある水と緑の空間が創出され、賑わいが生まれています。

##### ○風が都市に引き込まれています

- ・河川沿いに涼やかな風が流れています。
- ・ヒートアイランド現象が緩和されています。

#### 市民の姿

##### ○水や緑との様々な関わりが深まっています

- ・多様な世代が水や緑と関わり、生活の楽しみを広げています。
- ・水や緑が市民により支えられ、育まれています。
- ・多様な交流が水や緑により生まれています。
- ・市民が水や緑と関わることで新たな文化が生まれています。

#### 目標像

本計画第4章で定められる水・緑環境の保全と創造の推進計画では、3つの推進計画を定めている。このうち、推進計画「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」の「緑の10大拠点の水と緑をまもり・育てます」では、地域ごとの特性をいかしながら優先的に整備・保全する「緑の10大拠点」を位置付けている。特に⑦小柴・富岡地区では、「旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。」としている。

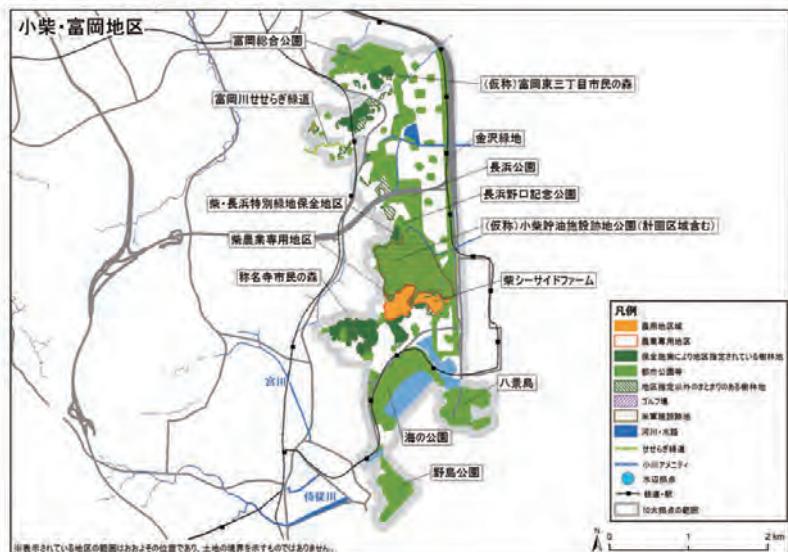


緑の10大拠点

### ⑦ 小柴・富岡地区（約600ha）

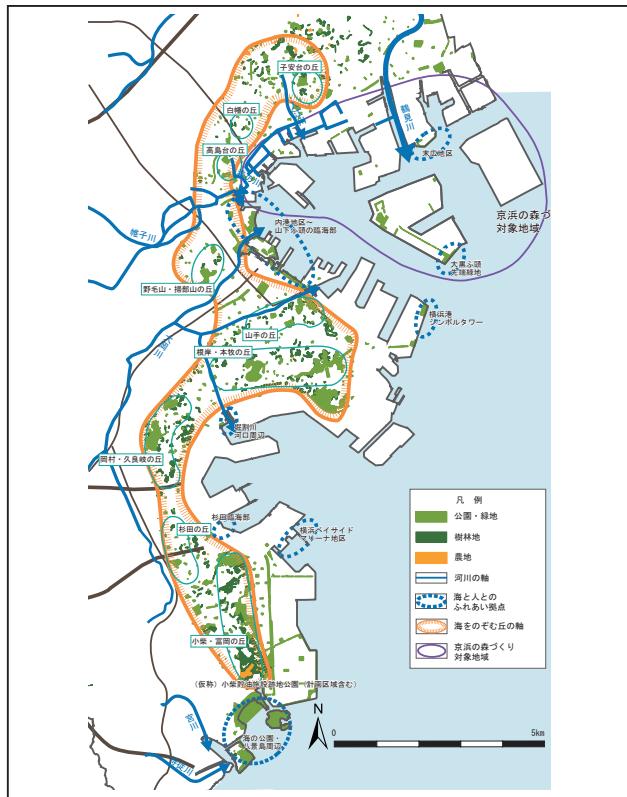
旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014(平成26)年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーション及び環境啓発の拠点として整備します。</li> <li>・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、称名寺などの歴史的な資産と一緒にとなった社寺林の緑地などを保全・活用します。</li> <li>・柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。</li> <li>・富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園周辺の樹林地を保全します。</li> <li>・(仮称) 小柴貯油施設跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。</li> <li>・生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構想を推進します。</li> <li>・せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;水路・水辺拠点等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・せせらぎ緑道（富岡川1.2km）</li> </ul> </li> <li>&lt;樹林地等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の森（称名寺10.7ha、（仮称）富岡東三丁目1.4ha）</li> <li>・特別緑地保全地区（柴・長浜1.3ha）</li> </ul> </li> <li>&lt;農地&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業専用地区（柴17.4ha）</li> <li>・柴シーサイドファーム（2.5ha）</li> <li>・柴シーサイド恵みの里</li> <li>・農用地区域（10.1ha）</li> </ul> </li> <li>&lt;公園等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 小柴貯油施設跡地公園（55.6ha：計画区域含む）</li> <li>・富岡総合公園（21.9ha）</li> <li>・長浜公園（15.4ha）</li> <li>・海の公園（47.0ha）</li> <li>・野島公園（17.5ha）</li> <li>・長浜野口記念公園（1.1ha）</li> <li>・金沢緑地（15.2ha）</li> <li>・港湾緑地（八景島を除く）（6.3ha）</li> <li>・八景島（24.0ha）</li> </ul> </li> </ul>



小柴・富岡地区の取組方針とエリア図

また、推進計画「海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます」では、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の活動を楽しみ、海を身近に感じられる空間「海と人のふれあい拠点」を位置付けている。この取組方針において、「これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります」と定めている。



海をのぞむ丘の軸・海と人のふれあい拠点

#### ■海と人とのふれあい拠点

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014(平成26)年度未実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。</li> <li>内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋、象の鼻パークなど、水際線に連続する緑地の活用を進めます。また、ふ頭などにおける機能、土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります。</li> <li>横浜ベイサイドマリーナや八景島、海の公園などの拠点では、その特性をいかし、市民が海辺に親しみ、学ぶ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;未広地区&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・未広水際線プロムナード</li> </ul> </li> <li>&lt;大黒ふ頭先端緑地&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・大黒ふ頭先端緑地</li> <li>・大黒海づり施設</li> </ul> </li> <li>&lt;内港地区～山下ふ頭地区の臨海部&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・山下公園</li> <li>・臨港パーク</li> <li>・赤レンガパーク</li> <li>・日本丸メモリアルパーク</li> <li>・新港パーク</li> <li>・運河パーク</li> <li>・汽車道</li> <li>・大さん橋ふ頭緑地</li> <li>・象の鼻パーク</li> <li>・(仮称) 山内臨海緑地(計画)</li> <li>・(仮称) 山下ふ頭緑地(計画)</li> </ul> </li> <li>&lt;横浜港シンボルタワー&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜港シンボルタワー</li> <li>・本牧海づり施設</li> </ul> </li> <li>&lt;掘割川河口周辺&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・磯子・海の見える公園</li> </ul> </li> <li>&lt;杉田臨海部&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 杉田臨海緑地(計画)</li> </ul> </li> <li>&lt;横浜ベイサイドマリーナ地区&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜ベイサイドマリーナ</li> <li>・(仮称) 白帆緑地(計画)</li> </ul> </li> <li>&lt;海の公園・八景島周辺&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・海の公園</li> <li>・野島公園</li> <li>・八景島</li> </ul> </li> </ul>

海と人とのふれあい拠点の取組方針

推進計画「水と緑により都心臨海部の魅力づくりを進めます」では、「新たなにぎわいを創出するため、山下公園と一体となった山下ふ頭の緑地整備を地区の歴史を継承し進めるとともに、山手周辺の西洋館など街の歴史的資産とのつながりをいかして、国際観光都市としての魅力を高めていきます。」、「野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持・保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性をいかした緑の保全と活用を進めます。」、「大岡川では神奈川県と本市が共同で進めている「横浜市地区かわまちづくり」により、水辺拠点の整備などを推進し、歴史の面影を残しつつ川沿いの景観を美しく整え、水面・花見・緑陰・紅葉・魚影などの河川と街並みの風情を楽しめる憩いの場を整備していきます」としている。



都心臨海部及び周辺の水・緑づくり対象エリア

推進計画「緑豊かな市街地を形成します」では、「地域のシンボルとなる歴史・文化を育む緑の拠点となるよう産業遺構や歴史的建造物など地域の歴史的な資産を活用した公園を整備・活用します。」としている。また、推進計画「水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます」では、「古民家や西洋館などの歴史的資産について、市民による管理運営や市民やNPO、事業者などの協力による利活用を通して、その魅力を多くの市民へ伝えていきます。」としている。

推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」の分野ごとに推進施策を定めている。公園の整備・維持管理・経営では、「周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。」、「地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。」、「公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。」と定めている。特殊公園は「史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。」と定めている。

水辺の保全・創造・管理では、「学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。」と定めている。このうち主な施策「歴史的橋梁の保全」では、関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全するとしている。

主な施策	
身近な公園の整備	地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。
スポーツのできる公園の整備	市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
大規模な公園の整備	多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。
特色ある公園の整備	風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。
他分野との連携による公園整備の検討	設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康みちづくりなど他分野との連携による公園整備を検討します。
開発行為などによる公園整備	開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。
都市公園ストック機能の再編	子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。

#### 公園整備の主な施策

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。 0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。
	街角公園	遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。 0.1ha 未満とします。
	近隣公園	少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。 1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。
	地区公園	身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。 4ha を標準とします。
都市基幹公園	運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ~ 75ha を標準とする公園を配置します。
	総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ~ 30ha を標準とする公園を配置します。
広域公園		多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。
特殊公園		史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。
緩衝緑地		工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。
都市林		生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。
広場公園		にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。
都市緑地		都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。
緑道		市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。

公園種別

主な施策	
せせらぎ整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
河川管理用通路を活用した環境づくり	水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。（健康みちづくり推進事業）
生物多様性に配慮した多自然川づくり	魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。
河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
歴史的橋梁の保全	関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。
河川水辺空間の保全（維持管理）と活用	ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全（維持管理）を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。
小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用	小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。
脱温暖化に向けた事業推進	横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めていきます。
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺愛護会活動	生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通じたノウハウやアイディアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネートの強化を図ります。

### 水辺の保全・創造・管理の主な施策

## (8) 横浜市観光・MICE 戦略

本市が目指す観光・MICE の方向性を示すため、2030 年を見据えた戦略を令和 5 年（2023 年）12 月に策定した。

目指す姿である「市民と共に創り、世界から選ばれるアーバンリゾート」の実現に向けて、4 つの戦略で構成している。4 つの戦略のうち本計画と関連するものとして、戦略 1 「1 都心臨海部の魅力づくり」、戦略 2 「2 MICE の受入環境整備」、戦略 4 「2 SDGs 達成に向けた取組の推進」が掲げられている。

### 戦略 1

#### 多様性あふれる魅力と感動のあるまちづくり

横浜は開放的なウォーターフロント、開港の歴史、文化芸術、まちに広がるイベントなど多様性あふれる魅力が凝縮しています。それらをつなぎ合わせて回遊につなげ、まち全体のにぎわいを創出します。また、地域独自のストーリーを有する資源を生かすなど、横浜ならではの体験価値を高めていくことで、リピーターを増やし、誰もが訪れるたびに新たな発見・感動のあるまちを目指します。



提供:横浜観光情報

##### 1 都心臨海部の魅力づくり

都市部でありながら親水性が高く開放的なウォーターフロントを生かした花や緑があふれるアーバンリゾートとして、水上交通等回遊性を高める移動手段の充実、音楽・スポーツ・企業・研究機関などの集積を生かし、公共空間における規制の弾力的な運用などによる有効活用等を進め、にぎわいを都心臨海部全体に広げます。また、多様な資源の磨き上げとストーリー化による横浜ならではの体験価値向上や、子どもも大人も安心して楽しめ、まちとしての魅力向上を図ります。



(右上) 提供:横浜観光情報

##### 2 市内各所と連動した魅力づくり

郊外部の歴史や自然、動物園・水族館、大型スタジアム・アリーナ等、地域ならではの魅力を向上させ、また連動させ、市内回遊につなげます。さらに、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」によるにぎわいを市内各所に広げ、開催後も上瀬谷エリアに郊外部の新たな活性化拠点を形成し、魅力の向上を図ります。

##### 3 広域連携の推進

近隣エリアと横浜の魅力をかけ合わせて体験価値を向上させ、エリア全体の回遊を促進し、横浜を拠点とした宿泊につなげます。また、訪日旅行のゲートウェイとして、インバウンドを対象としたマーケティングを行い、国内各地と横浜の魅力をかけ合わせたプロモーションを実施することで、相互の送客につなげます。

##### 4 まちの魅力や価値を高め、発信する

DXの推進により、マーケティング強化や戦略的な誘客プロモーションの展開、市民とともに横浜ならではの魅力の発信を行い、横浜ファンを増やし、リピート率を高めます。また、誰もが快適かつ安心感をもって横浜を楽しむことができるよう、DXによる滞在環境の更なる向上を図ります。

## (9) 第4期横浜市教育振興基本計画

令和5年(2023)2月に策定された「第4期横浜市教育振興基本計画」は、「横浜教育ビジョン2030」(平成30年(2018)策定)のアクションプランである。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

本計画では、「8の柱」とそれぞれの施策、主な取組等を示している。特に柱8「市民の豊かな学び」の施策では「横浜の歴史に関する学習の場の充実」を定め、施策の目標・方向性を「行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。」「児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。」と定めている。この主な取組に「市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進」、「横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出」を定め、文化財の保存・活用と学習機会の充実を推進している。

柱	施策	主な取組
1 一人ひとりを 大切に した 学びの 推進	1 主体的・対話的で深い学びの実現	児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進
	2 情報教育の充実及び教育DXの推進	児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成 ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進
	3 特別支援教育の推進	就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実
	4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進 教育相談の充実
	5 新たな時代に向けた高校教育の推進	各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル教育・サイエンス教育の推進 多様化する生徒への支援
	6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
2 ともに 未来を つくる 力の育成	1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	英語によるコミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進
	2 持続可能な社会の創り手育成の推進	SDGs達成の担い手育成(ESD)推進 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実

柱	施策	主な取組
3 豊かな心の育成	1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出
	2 安心して学べる学校づくり	安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
4 健やかな体の育成	1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進
	2 多様な主体とつながる教育の充実	地域等との連携・協働の推進
5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	2 福祉・医療等との連携による支援の充実	福祉・医療等との連携強化
	3 家庭教育支援の推進	関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援
	1 教職員の採用・育成・働き方の一体化的改革	優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメント力の強化・意識改革
7 安全・安心でより良い教育環境	1 学校施設の計画的な建替え	学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備
	2 安全・安心な施設環境の確保	学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
	3 学校規模・通学区域の適正化	学校規模・通学区域の適正化
8 市民の豊かな学び	1 生涯学習の推進	生涯学習の推進
	2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進
	3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を感じ、学習する機会の創出

計画体系

## 施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

### ■ 施策の目標・方向性

- ◆ 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- ◆ 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化<sup>110</sup>を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

### ■ 主な取組

#### 1 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 市内の多様な文化財を次世代に継承するため、中・長期的な基本方針と、短期的な事業計画を定めた「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画により、市民、企業、学校、博物館施設等と協働・連携して文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化<sup>110</sup>に触れる機会を創出します。
- 文化財の調査研究や文化財所有者への支援を継続して実施するとともに、特に保存が困難な状況にある無形民俗文化財の調査を実施し、施策を検討します。
- 国指定史跡三殿台遺跡の保護と普及啓発を目的として昭和42年に整備した「三殿台考古館」の老朽化対策と、遺跡の適切な保存・普及啓発を図るために、再整備を検討します。また、25年以上リニューアルされていない歴史博物館、開港資料館等の常設展示設備の更新や所蔵資料の保管場所の確保の検討に加え、所蔵資料のデジタル化を推進するための検討を進めます。
- 史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定されている崖地の安全対策を進めます。

#### 想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
市内指定・登録文化財件数	471 件（累計）※3	479 件（累計）
無形民俗文化財調査件数	1 件/年	5 件/年
博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人數	346,659 人/年	395,000 人/年
史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数	2か所/年	5か所/年

※3 市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

#### 2 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

- 従来の博物館等の施設への見学受入れを継続して行うほか、訪問授業の実施、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適した動画作成などの取組を通じて、児童生徒の学習支援や教職員の授業改善につなげ、横浜の歴史文化<sup>110</sup>を身近に感じ、学習する機会を創出します。

#### 想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数	7,146 人/年	7,350 人/年
文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数	2本/年	6本/年

## (10) 横浜市防災計画

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成している。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



「横浜市防災計画『震災対策編』」の災害予防計画「地震に強い都市づくりの推進」では、「文化財等の防災対策」として、「防災訓練の実施」、「文化財の所在情報等の充実・整備」、「歴史的建造物等の防災対策」を定めている。

教育委員会事務局 都市整備局 消防局	<h3>第10節 文化財等の防災対策</h3> <p>過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。 本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。</p> <p><b>1 防災訓練の実施</b> 文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。</p> <p><b>2 文化財の所在情報等の充実・整備</b> 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。</p> <p><b>3 歴史的建造物等の防災対策</b> 本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」（昭和63年4月1日実施）を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。</p>
--------------------------	--

### 文化財等の防災対策

### 3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2章において設定した理念・方針に基づき、横浜市の歴史的風致の維持及び向上に資する施策を推進する。

#### 理念

旧きと新しきが混ざりあう、横浜らしさを体感できるまち

#### 方針・施策

2章で設定した理念及び2つの方針、5つの施策に基づき、3章で整理した歴史的風致を踏まえ、横浜市の歴史的風致の維持向上に向けた取組を実施する。具体的な事業については7章で示すものとするが、各事業は5つの施策を実現する取組として整理した。

#### 方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

##### 施策① 歴史資産の調査と情報共有

歴史的風致を形成する歴史資産を継続的に把握するため、定期的な総合調査や、個々の歴史資産の詳細調査や価値づけなどを推進する。また、歴史資産の情報に気軽にアクセスできるよう、さまざまな団体や有識者と連携し、展示、解説や講義等を行うことにより、適切な情報共有を推進する。

##### 施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開やさまざまなコンテンツによる活用、景観形成や公園整備などの周辺環境整備、案内サイン等の整備により、歴史的風致を形成する歴史資産やそこで行われる営みや活動に実際に触れて体感できる機会を創出する。

##### 施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

歴史資産の対象を概ね築造後50年を経過したものとしているため、その対象は戦後の建造物に広がっている。横浜の戦後の歴史的風致を示す、モダニズム建築や防火帯建築などについて、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

#### 方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

##### 施策① 保全・継承に向けた支援

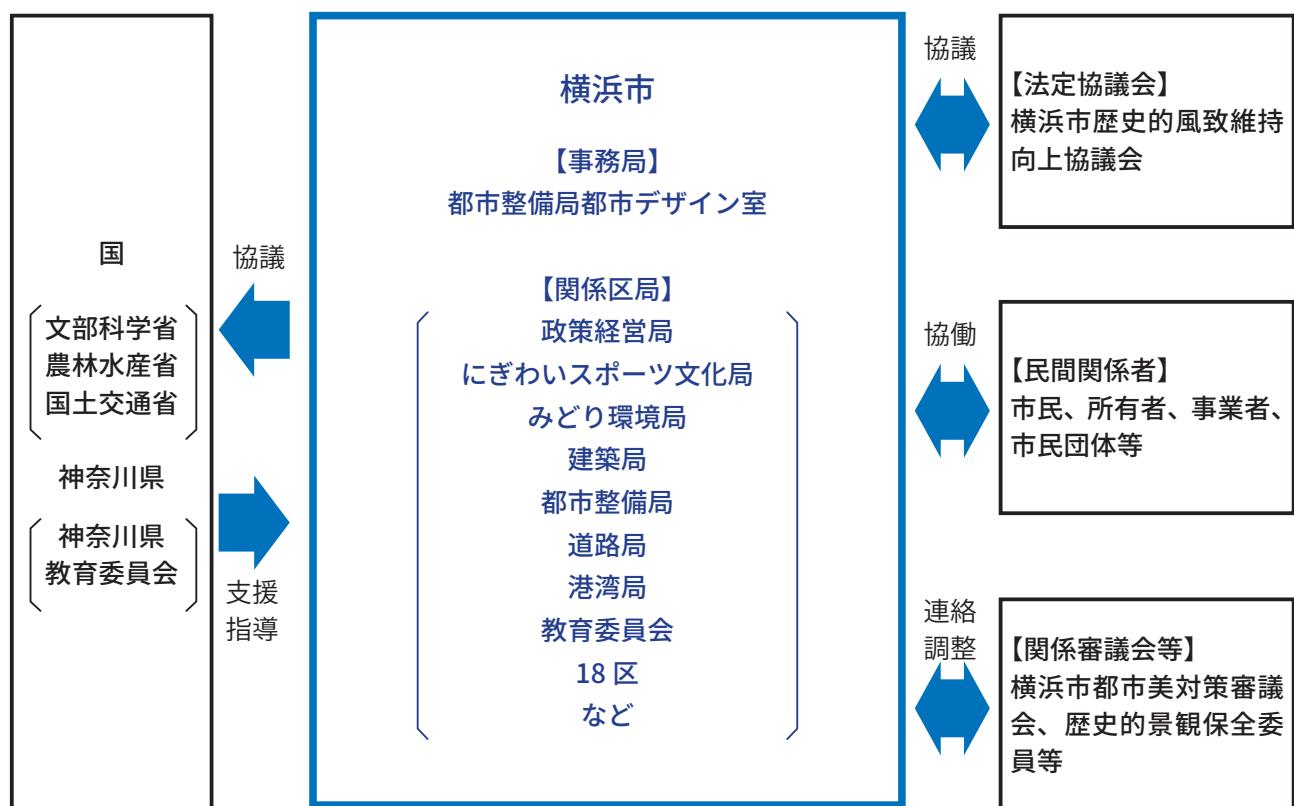
歴史的風致を維持向上していくために、これまでの制度支援等を引き続き行うとともに、税制優遇措置や助成、民間活力の積極的な活用の検討、専門的な技術者を派遣する仕組みの検討など、適切な支援策の拡充を推進する。

##### 施策② 歴史資産の活用を通じたまちづくり促進

歴史資産をそれぞれの状況に応じた活用を促進するために、さまざまな支援措置を講じる。その活用を通じて、地域のまちづくりに資する取組を推進する。

#### 4. 横浜市歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる都市整備局都市デザイン室と、歴史、まちづくり、景観、文化財等に関わる部局との連携を図りながら、市民や事業者と協働して取組む。なお、事業計画の進行管理や計画変更等については、法定の「横浜市歴史的風致維持向上協議会」において引き続き協議を行う。なお、必要に応じて、関係審議会等との連携・調整、報告等を行うものとする。



# 5

## 5章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方
2. 重点区域の位置及び範囲
3. 重点区域の設定の効果
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携



## 5章 重点区域の位置及び区域

### 1. 重点区域設定の考え方

本市には、長い歴史のなかで育まれた地域固有の歴史的風致が市全域に存在しているが、特に横浜開港以降の近代以降の歴史的風致が大きな特徴となっている。

鎌倉に武家政権が成立すると、金沢区の六浦湊は中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり、大変なにぎわいを見せる。また、称名寺などを中心として鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。中世の頃に始まったとされる「祇園舟」や「天王祭」の「三ツ目神楽」などの祭礼が今に伝わっている。称名寺を始めたとした寺院では、「花まつり」を持ち回りで開催し、春の風物詩となっている。また、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な景勝地としても知られ、近世、近代以降も別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわっている。

安政6年（1859）に横浜港が開港し、明治22年（1889）から近代港湾として整備され、国際貿易港として生糸や茶の輸出などを中心として貿易額は年々増加していった。明治期の第一期築港工事で造られた港湾施設や、港の発展とともに諸外国との交易のための施設、商社等の企業が関内地区等に集積し、現在まで港町の様相を形成している。開港後は節日ごとに周年記念事業が行われ、記念式典などが実施される。6月2日は開港記念日として学校休校日になったり、「横浜開港記念バザー」など開港を祝うイベント等も多く催されたりするなど、開港を祝う行事は市民生活に根付いたものになっている。また、開港以来、横浜港では港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人々に親しまれてきた。特に「除夜の汽笛」は大晦日の年越しのイベントとして、横浜市民には欠かせないものになっている。

一方、幕末明治期に生糸で財を成す商人が現れ、その一人である原善三郎と富太郎により造成された三溪園は、明治期から一般公開されて今に至るまで市民と国内外の来園者を楽しませている。園内の古建築は「茶会」などに利用され、茶人として名を成した原三溪（富太郎）の事績を今に伝えている。

明治期に近代化が進められた横浜の都市は、関東大震災と戦災・接収という災害等により大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった「国際仮装行列」は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、山下公園のインド水塔等で「慰靈祭」が行われるなど、震災の記憶を継承する活動が続けられている。

開港後横浜に設けられた居留地は、山下地区と山手地区で、居留地設置の際に割り振られた地番は、現在の地番に引き継がれている。山手地区は、領事館、居留地に住む外国人の住宅や学校、教会、公園などが建てられた。関東大震災により多くの建物が倒壊したが、復興で建てられた西洋館や教会、学校等の洋風建造物群が住宅・文教地区としての景観を今に伝えている。そういう歴史的建造物や景観を保全するために、地域住民と行政が協働して活動している。また、居留地の外国人によって様々な西洋文化・技術が横浜にもたらされ、いわゆる「もののはじめ」といった発祥文化が多く存在している。特に外国から伝わったスポーツ文化、それらに関するコミュニティ等が明治期から現在に伝わっている。

このように本市の歴史的風致は、様々な歴史的背景を持って市内にみられるが、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るために、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する

法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。

**【重点区域設定の要件】**

①次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域

- ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地

②当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域

第3章で挙げた3つの歴史的風致と重点区域設定の要件及び横浜市文化財保存活用地域計画で定められた文化財保存活用区域の範囲を踏まえ、本計画では、歴史的風致の維持向上を推進するため「横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致」及び「外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致」の範囲を基本として、歴史的風致を形成する歴史的建造物等が多く集積する「関内区域」、「山手区域」、「みなとみらい21区域」及び「三溪園周辺区域」を重点区域として設定する。

なお、歴史的風致を形成している他の地区でも、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合や重点的に施策を推進する必要が生じた場合には、必要に応じて重点区域の追加や範囲の見直しをするものとする。



## 2. 重点区域の位置及び範囲

### (1) 関内区域

#### ① 概要

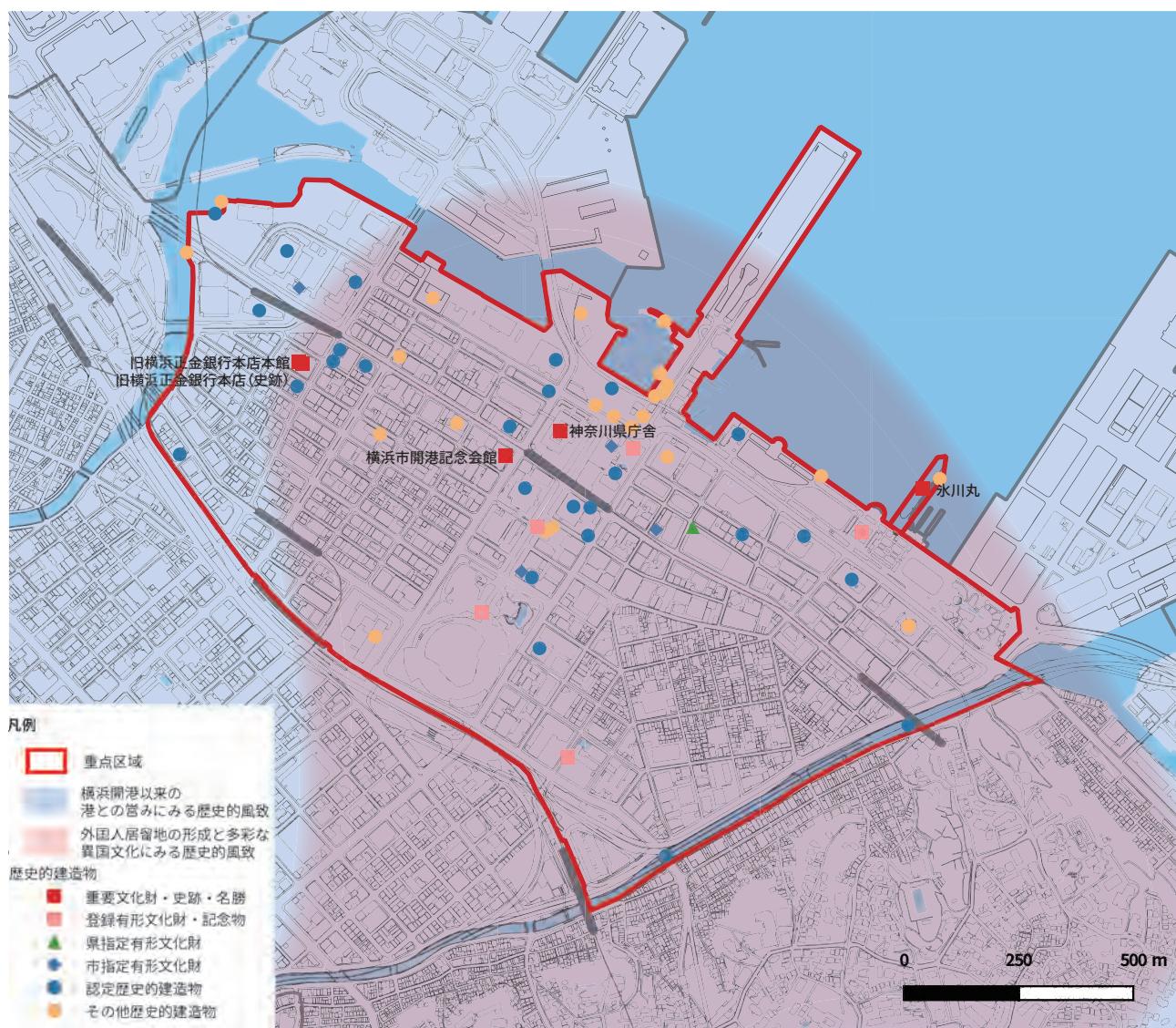
本市における関内区域は、かつて商館等が集積し、中華街や山下公園等を含む旧外国人居留地と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、横浜公園・日本大通り・大さん橋等を中心とする、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する関内地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：関内区域

面積：約 157 ヘクタール

#### ② 位置

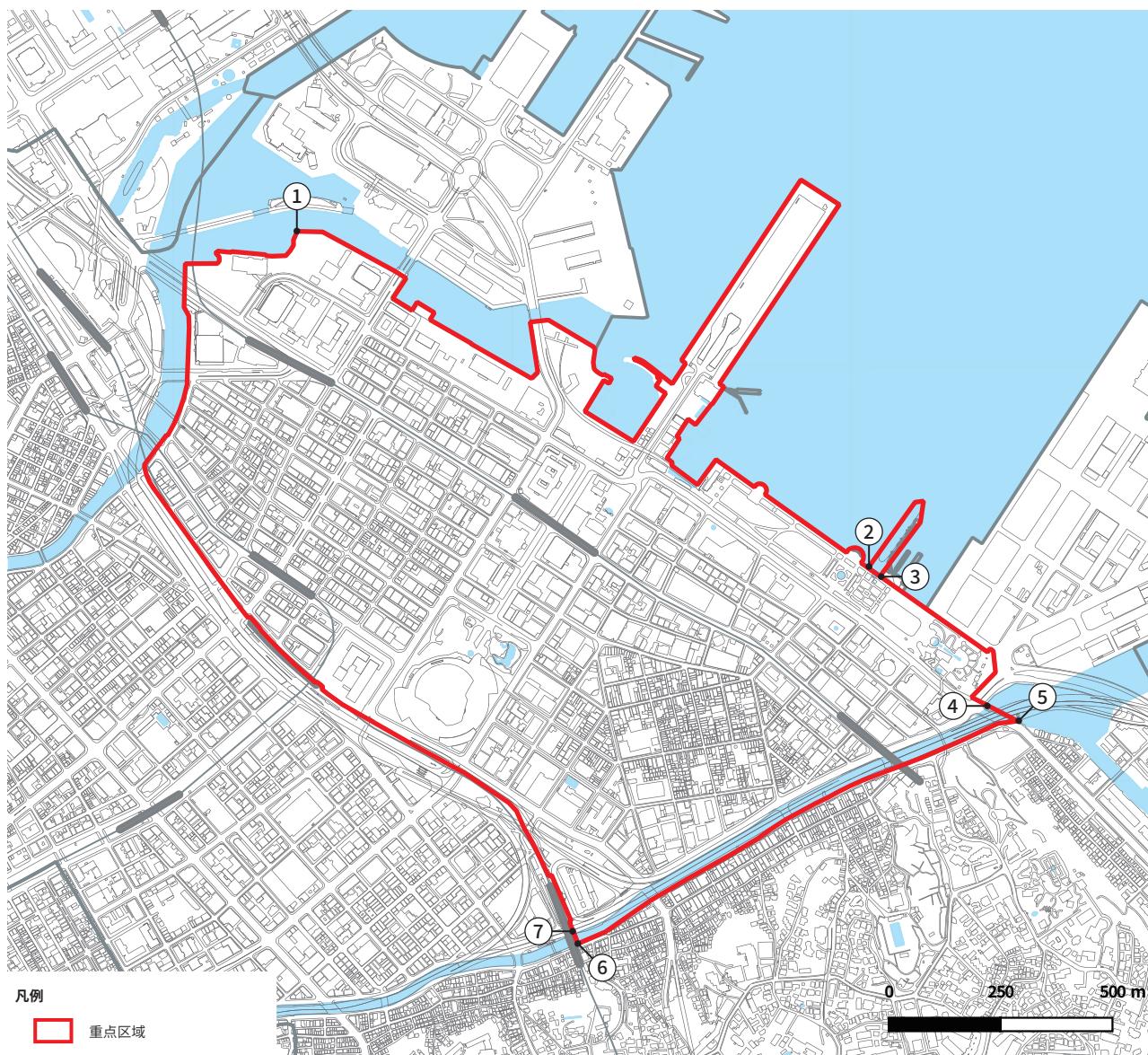
重点区域の設定にあたっては、関内地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（関内区域）の位置

### ③ 区域

関内区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



### 重点区域（関内区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～②	景観計画区域（関内地区）の区域界
②～③	日本郵船氷川丸及び桟橋
③～④	景観計画区域（関内地区）の区域界
④～⑤	山下橋（下流側）
⑤～⑥	中村川右岸
⑥～⑦	西之橋上流側
⑦～①	景観計画区域（関内地区）の区域界

## (2) 山手区域

### ① 概要

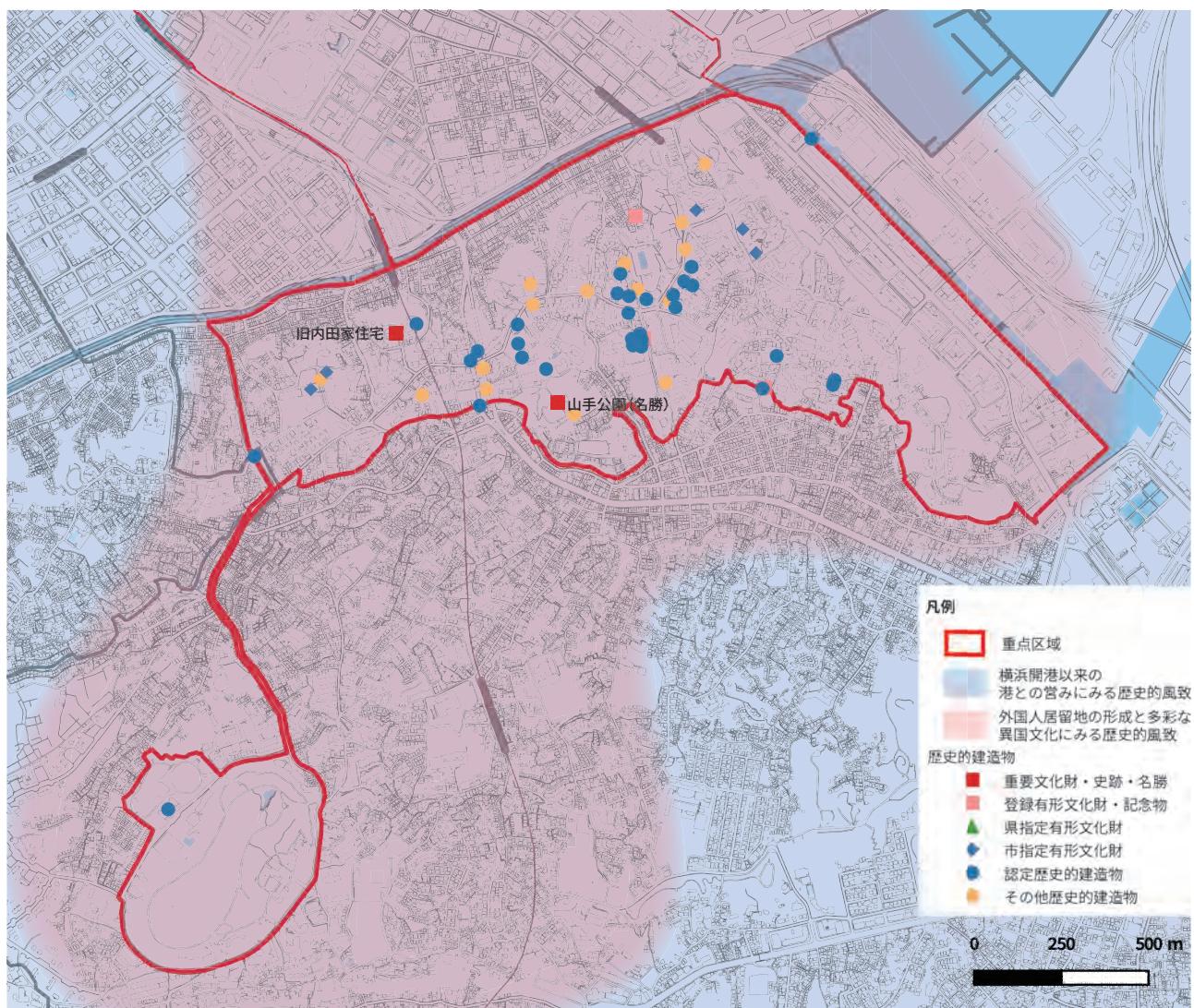
本市における山手区域は、慶応3（1867）年に居留地指定され、以降外国人が暮らす西洋館や学校、教会などが並ぶ地区となった山手町を中心とし、「横浜開港」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する山手地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：山手区域

面積：約 186 ヘクタール

### ② 位置

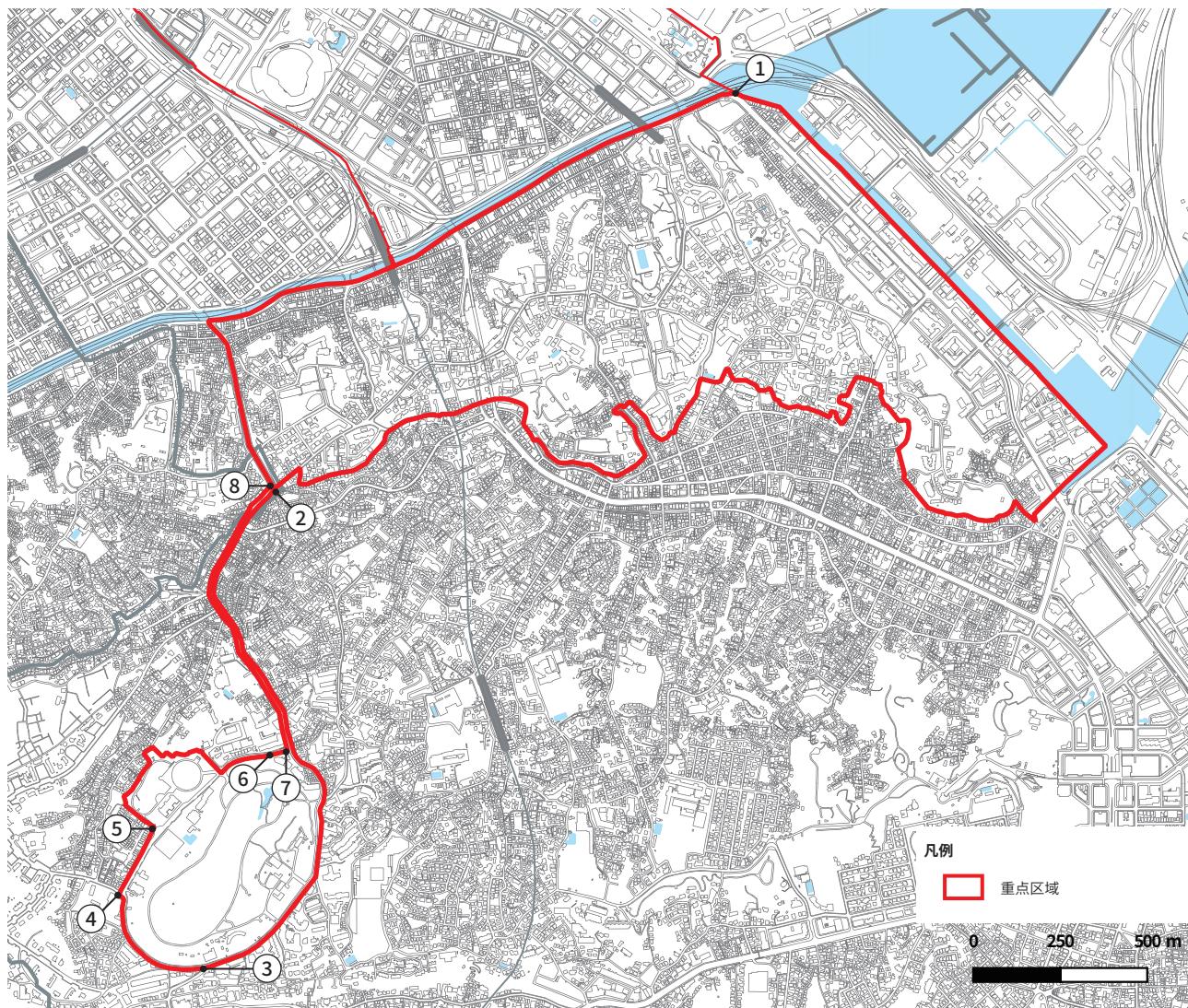
重点区域の設定にあたっては、山手地区の景観計画の対象区域及び一部根岸地区を含めた、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（山手区域）の位置

### ③ 区域

山手区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（山手区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～①	景観計画区域（山手地区）の区域界
②～③	主要地方道横浜駅根岸線
③～④	市道競馬場裏通
④～⑤	米軍根岸住宅地区敷地境界
⑤～⑥	根岸森林公园敷地境界
⑥～⑦	道路状通路（日米共同使用区域）
⑦～⑧	主要地方道横浜駅根岸線
⑧～①	景観計画区域（山手地区）の区域界

### (3) みなとみらい21区域

#### ① 概要

本市におけるみなとみらい21区域は、国内初の近代港湾として築港された横浜港の一部を含むみなとみらい21新港地区、横浜船渠株式会社のドックが現存し現在は業務核都市としてまちづくりが進められるみなとみらい21中央地区の一部による、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する港周辺のみなとみらい21地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用による賑わい形成や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：みなとみらい21区域

面積：約63ヘクタール

#### ② 位置

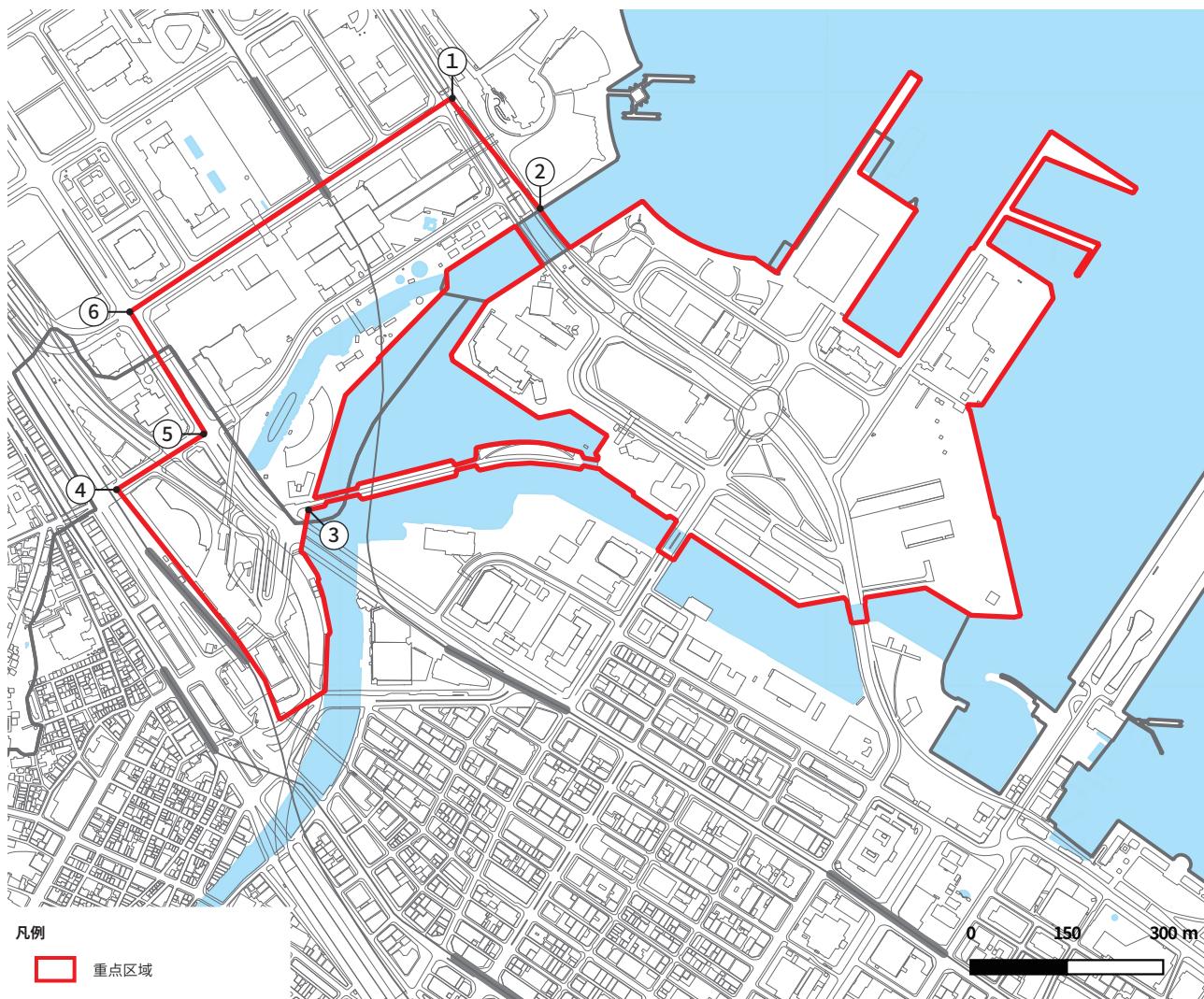
重点区域の設定にあたっては、みなとみらい21中央地区及びみなとみらい21新港地区的景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（みなとみらい区域）の位置

### ③ 区域

みなとみらい21区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（みなとみらい21区域）の範囲

重点区域（みなとみらい21区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～②	横浜港臨港幹線道路
②～③	景観計画区域（みなとみらい21新港地区）の区域界
③～④	景観計画区域（みなとみらい21中央地区）の区域界
④～⑤	みなとみらい4号線
⑤～⑥	市道栄本町線
⑥～①	みなとみらい3号線

## (4) 三溪園周辺区域

### ① 概要

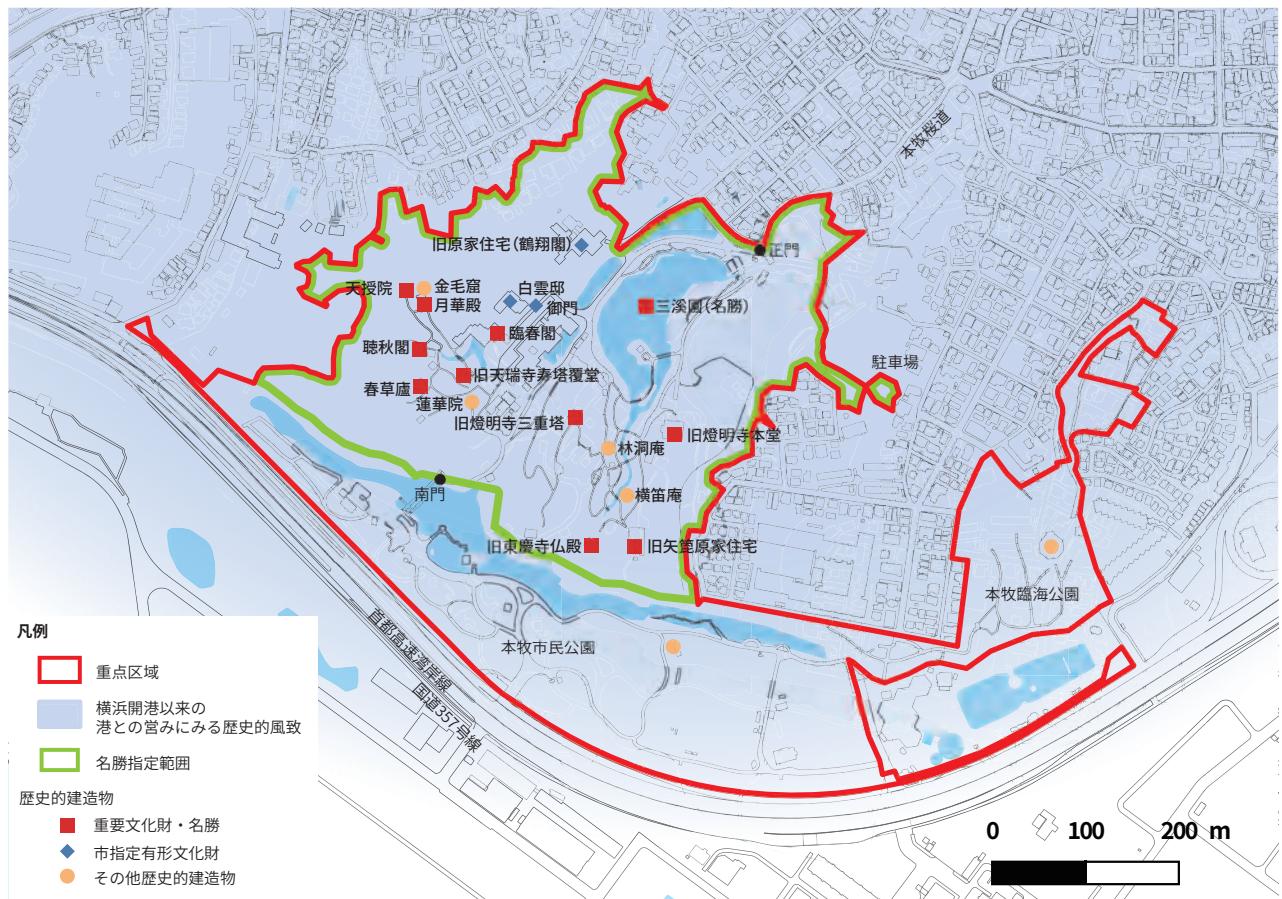
本市における三溪園周辺区域は、製糸・生糸貿易で財を成した実業家・原三溪が造り上げた約53,000坪の日本庭園を中心とする、「横浜開港」の歴史的風致に係る歴史資産が特に集中して集積している区域である。よって、三溪園及びその周辺を重点区域として設定し、歴史資産の維持保全、公開活用等を一体で推進する。

名称：三溪園周辺区域

面積：約32ヘクタール

### ② 位置

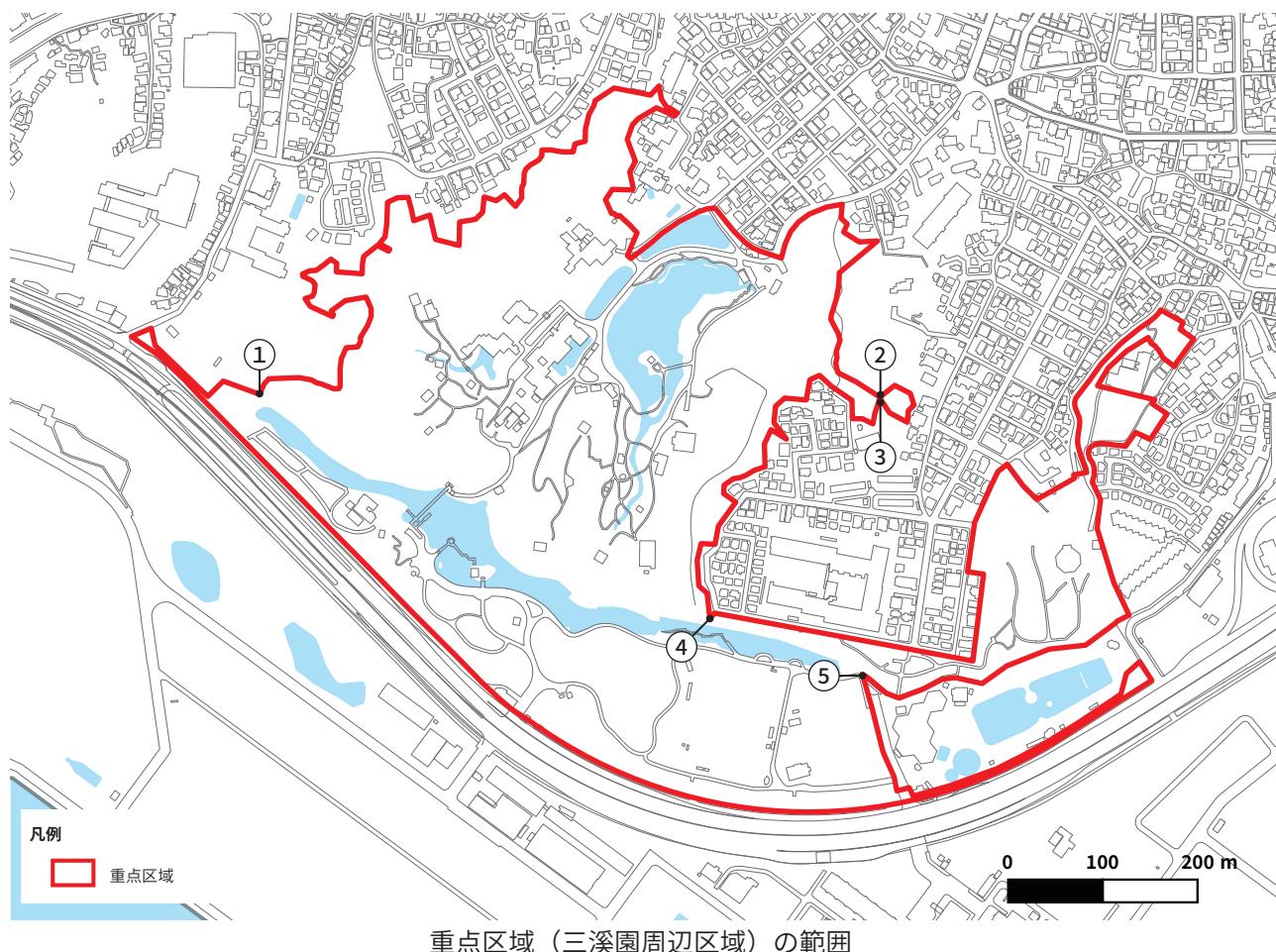
重点区域の設定にあたっては、庭園と建造物、活動が一体的に歴史的風致を形成している三溪園名勝指定範囲に加え、周辺の公園である本牧市民公園・本牧臨海公園を設定した。



重点区域（三溪園周辺区域）の位置

### ③ 区域

三溪園周辺区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



### 重点区域（三溪園周辺区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～②	文化財（名勝）指定区域界
②～③	文化財（名勝）指定区域界
③～④	文化財（名勝）指定区域界
④～⑤	本牧臨海公園敷地境界
⑤～①	本牧市民公園敷地境界

### 3 .重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、横浜開港以降の近代以降に発展してきた地区であり、横浜の歴史を語るうえで欠かせない場所である。

「関内区域」・「山手区域」・「みなとみらい21区域」は、港町の風情や旧外国人居留地の異国情緒を感じる「港町横浜」のイメージを形成する重要な地域であり、多くの観光客が訪れる場所でもある。西洋館や教会などが多く建ち並ぶ山手地区、近代建築が良く残る関内地区、赤レンガ倉庫やドックヤードガーデンをはじめとした港を感じる建造物が多く残るみなとみらい21地区は、地区内に残る歴史的建造物や土木遺構が地域の景観形成上、重要な役割を果たしている。これら区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備、普及啓発や調査、市民活動との連携等を一体的に進めることにより、市民が横浜の歴史を再認識しシビックプライドを醸成するとともに、人々が歴史文化の持つ魅力に触れる場を創出し、都市の個性・魅力の向上につながることが期待される。

また「三溪園周辺区域」は、日本の伝統的な古建築を鑑賞する庭園としてつくられた三溪園と、海に面し本牧のかつての面影を残す公園を区域としている。三溪園の古建築の適切な保存修理、維持管理を通じた保存活用、そして一体の歴史・魅力の発信により、地区全体の魅力の更なる磨き上げが期待される。

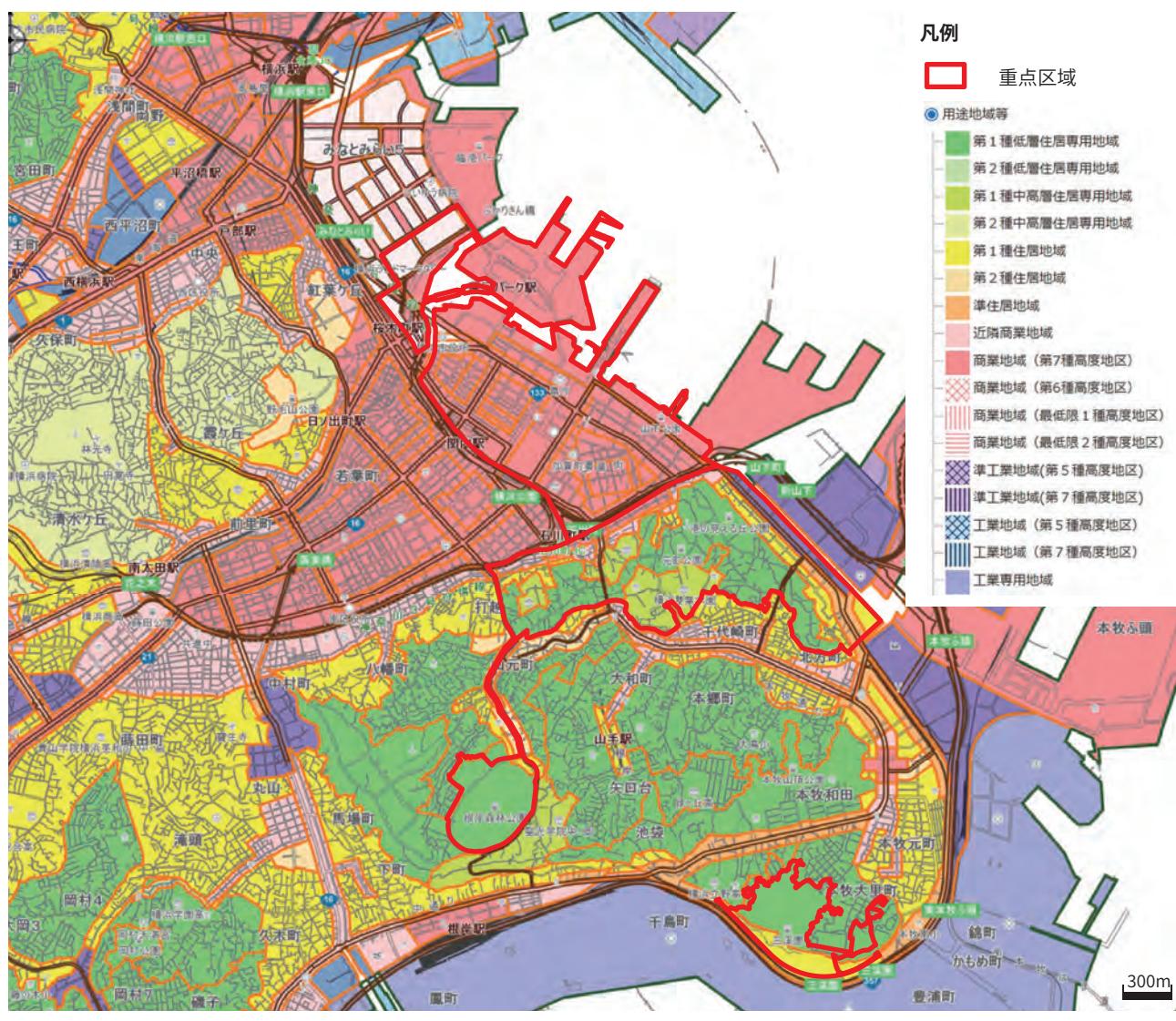
これらの取組により、横浜の歴史や文化を理解する人が増え、歴史資産の保全・活用の事業を展開していくことにより、横浜市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

## 4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

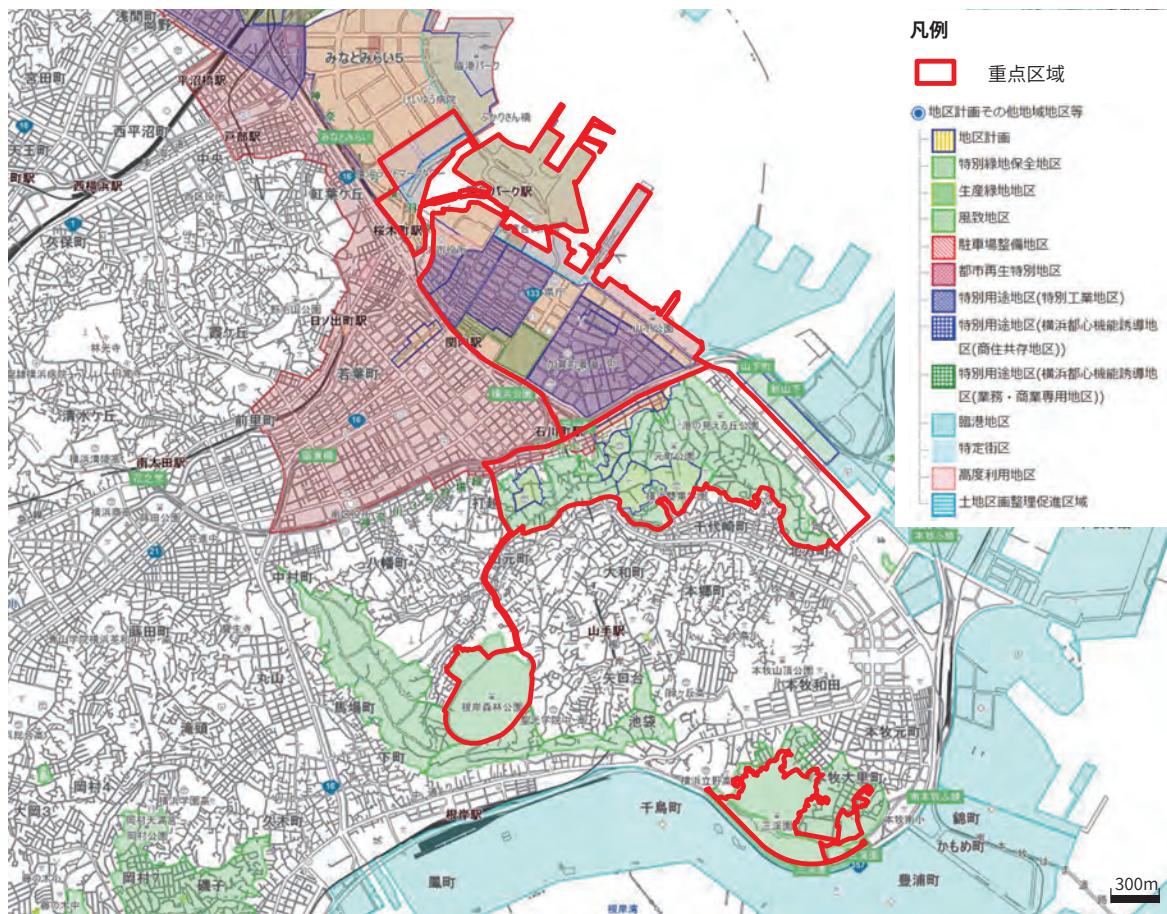
### (1) 都市計画

横浜市では、市域全体を都市計画区域としており、12種類の用途地域に区分した市街化区域と市街化を抑制すべきとした市街化調整区域に区分している。用途地域により建築物の用途等を制限とともに、地区計画により地区の特徴や目的にあったまちづくりを行っている。また、都市における風致を維持するため、風致地区の指定も行っている。その他、独自条例に基づく地域まちづくりルール・プラン、街づくり協議地区制度等により地区の特性に合わせた細やかなルール作りを行っている。

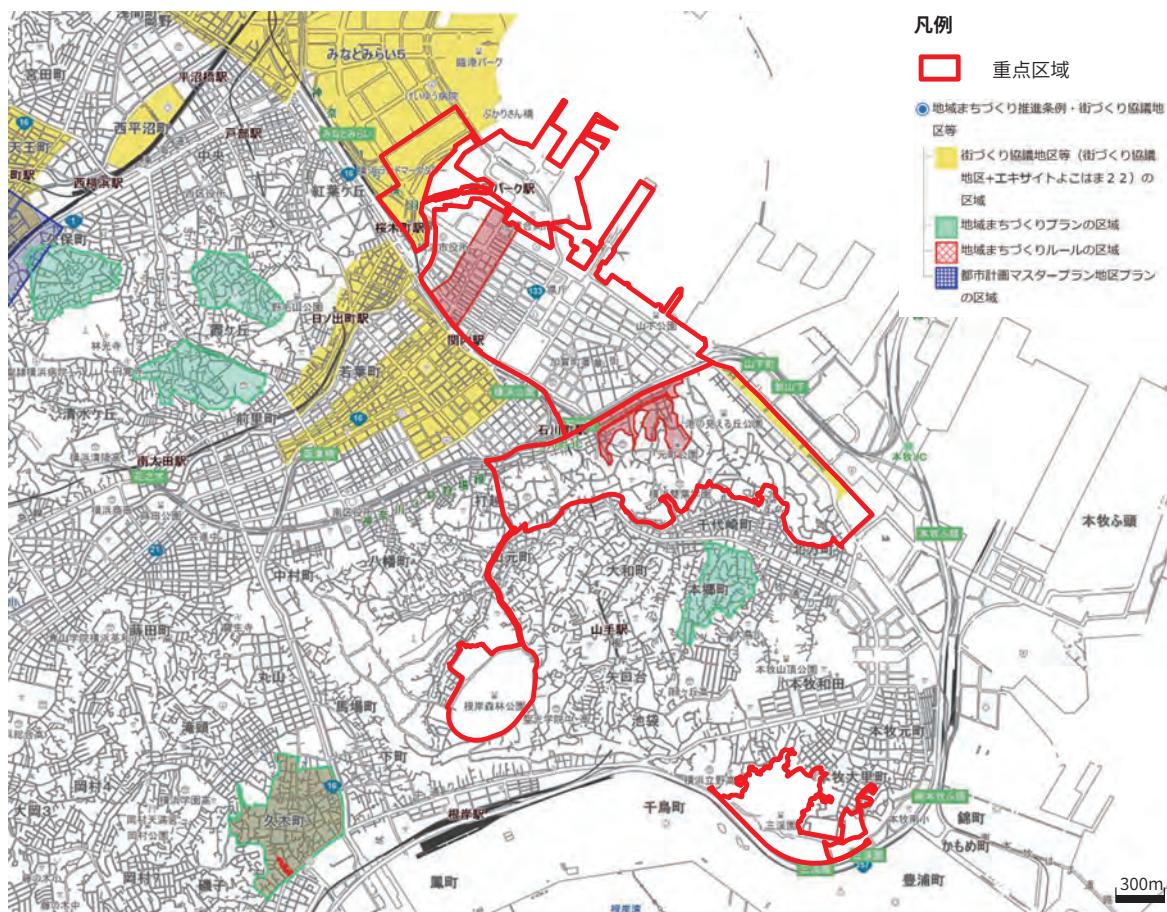
重点区域における各地区ごとの都市計画制度の状況は、以下の通りである。



重点区域と用途地域



重点区域と地区計画・風致地区等



重点区域と地域まちづくりルール・街づくり協議地区等

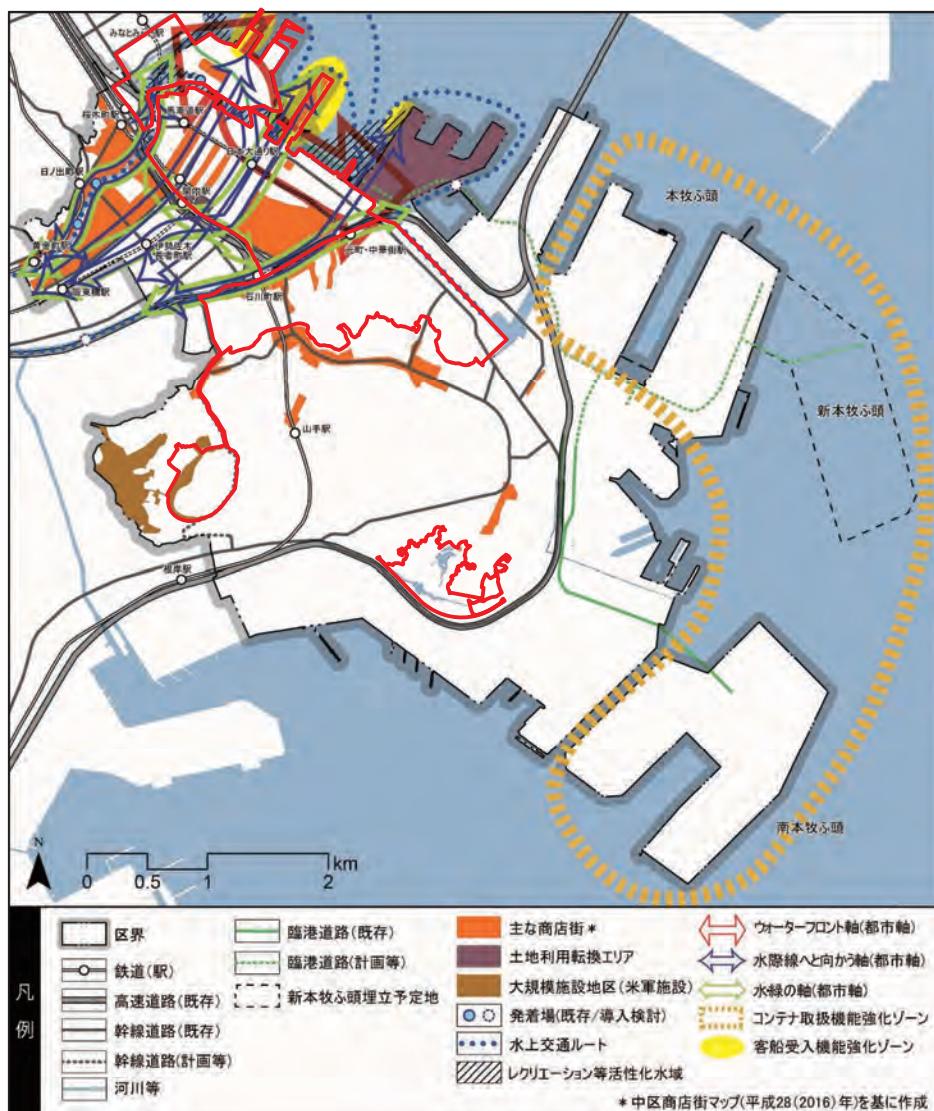
## 重点区域における都市計画制限等一覧

都市計画の制限等	関内区域	山手区域	みなとみらい 21 区域	三溪園周辺区域
用途地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山下公園通り地区地区計画</li> <li>・日本大通り用途誘導地区地区計画</li> <li>・北仲通南地区再開発地区計画</li> <li>・山下町本町通り地区地区計画</li> <li>・北仲通北再開発等促進地区地区計画</li> <li>・馬車道地区地区計画</li> <li>・関内駅前地区地区計画</li> <li>・海岸通り地区地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山手町地区地区計画</li> <li>・山手町西部文教地区地区計画</li> <li>・元町地区地区計画</li> <li>・元町仲通り街並み誘導地区地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとみらい 21 中央地区地区計画</li> <li>・みなとみらい 21 新港地区地区計画</li> </ul>	
風致地区		山手風致地区：第3種・第4種 根岸風致地区：第3種		本牧風致地区：第3種
地域まちづくり等	・馬車道まちづくり協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元町町づくり協定</li> <li>・元町通り街づくり協定</li> <li>・元町仲通り地区街づくり協定 (・山手まちづくり協定)</li> <li>・新山下地区街づくり協議地区</li> </ul>	・みなとみらい 21 地区街づくり協議地区	

## (2) 横浜市都市計画マスターplan

横浜市では、市域全体のプランである「横浜市都市計画マスターplan(全体構想)」(平成25年(2013)3月改定)のほか、「地域別構想」として18区ごとに「区plan」を策定し、一部の区では「地区plan」をまとめている。本計画の重点区域を含むのは中区と西区である。中区plan「中区まちづくり方針」(令和2年(2020)3月改定)では、分野別方針の「都市の魅力・活力に関する方針」の目標を「個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち」としている。西区plan「西区まちづくり方針」(平成28年(2016)11月改定)では、分野別方針の「地域資源を生かしたまちづくり(都市の魅力に関する方針)」の目標を「水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。」としている。

これらの地域別構想におけるまちづくりの方針は、本計画における重点区域の方針と整合しており、まちづくり方針に基づき歴史資産を保全活用することにより、歴史的風致の維持向上を推進していくものである。



「中区まちづくり方針」の都市の魅力・活力に関する方針図



「西区まちづくり方針」の地域資源を生かしたまちづくり方針図

## 分野別方針の内容（抜粋）

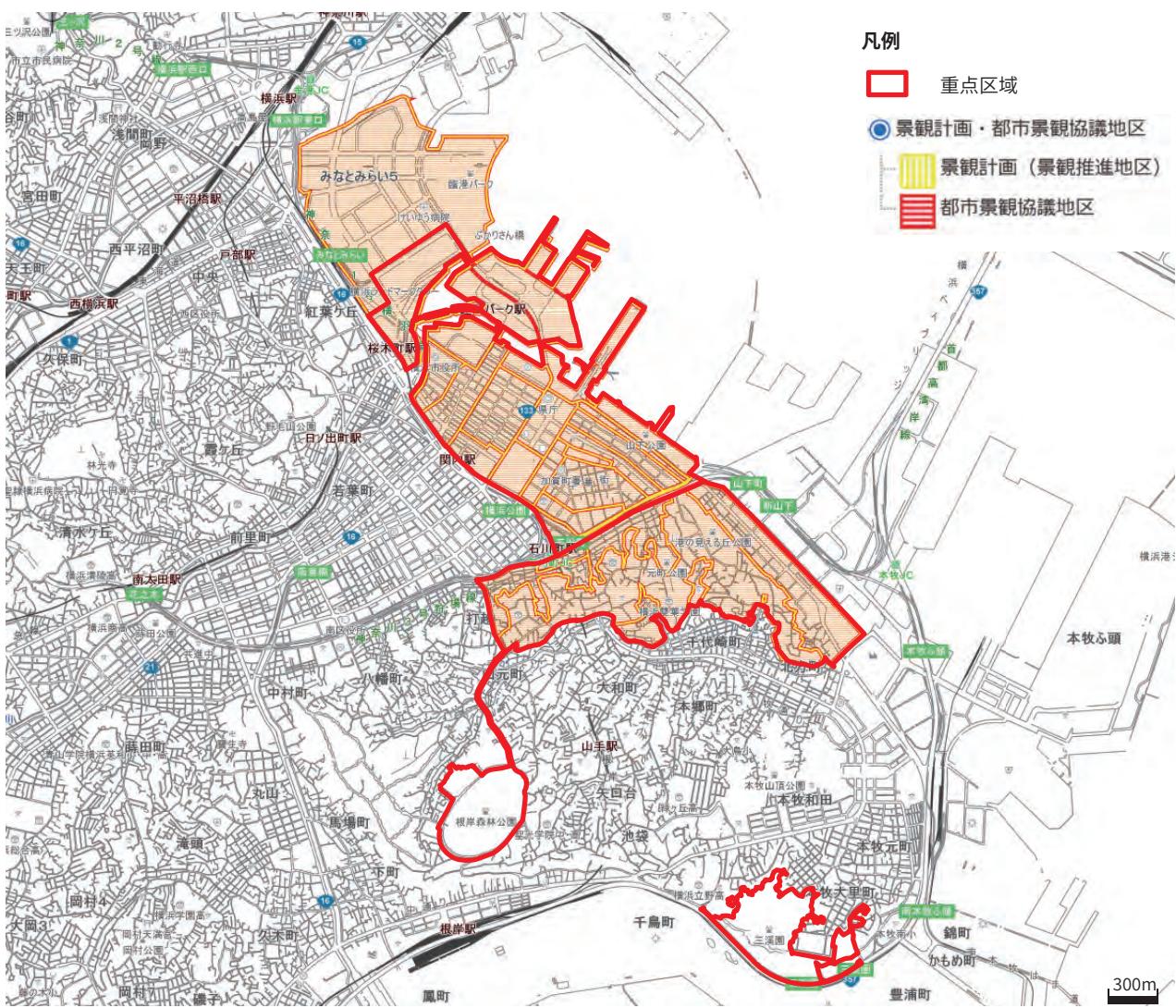
	中区まちづくり方針	西区まちづくり方針
	2-6. 都市の魅力・活力に関する方針	2-6. 地域資源を生かしたまちづくり (都市の魅力に関する方針)
目標	個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち	水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。
方針	1 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進 2 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成 3 花・緑・水を生かしたまちづくり 4 文化芸術都市の推進 5 観光・MICE 6 未来を創る都市づくり	1 水に親しめる場づくり 2 緑豊かな都市空間づくり 3 歴史資源の保全・活用 4 地域資源の魅力発信

### (3) 横浜市景観計画

横浜市では、良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「横浜市景観計画」と、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」を定めている。横浜市景観計画では、地域の景観形成に応じた、区域や良好な景観の形成の方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定め、市内全域を景観計画区域としている。

関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区では、景観計画における景観推進地区及び景観条例に基づく都市景観協議地区に指定されており、地区内で建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更などを行う際には、横浜市への景観法に基づく届出や景観条例に基づく協議を必要としている。

重点区域のうち、関内区域、山手区域、みなとみらい21区域の大部分が景観推進地区及び都市景観協議地区に指定されており、適切な景観形成基準の協議及び運用により、良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成の推進を図る。



## 地区ごとの景観形成の方針

地 区	地区全域の方針
関内地区	<p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区的街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。  II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。  III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。  IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。</li> <li>(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。</li> <li>(3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。</li> <li>(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。</li> <li>(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。</li> <li>(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</li> <li>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</li> <li>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</li> <li>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</li> <li>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</li> </ul>
みなとみらい21中央地区	<p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成してきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペデストリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観</p>

地 区	地区全域の方針
みなとみらい 21 中央地区（続き）	<p>形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p> <p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい 21 中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 III みなとみらい 21 地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい 21 中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p>
みなとみらい 21 新港地区	<p>みなとみらい 21 新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい 21 中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きの感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい 21 新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を生かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、みなとみらい 21 新港地区の特徴を生かした景観形成を図るために、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、みなとみらい 21 新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I みなとの情景の演出  ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。  ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。</p> <p>II 歴史の継承  ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。  ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。</p> <p>III “島”としての個性の演出  ⑤ 歴史やみなとらしさを生かしたシークエンス景観をつくる。  ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。  ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。</p>

地 区	地区全域の方針
山手地区	<p>山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいいうべきものである。</p> <p>当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。</p> <p>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</li> <li>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</li> <li>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</li> <li>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</li> <li>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</li> </ul>

#### (4) 横浜市屋外広告物条例

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図るため、横浜市屋外広告物条例により必要な規制を行っている。

重点区域内は、条例に基づく規制基準のほか、景観計画に基づく景観推進地区に指定されている地区（関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区）においては、屋外広告物の規格をそれぞれの地区・エリアごとに定めて制限している。また、文化財等に係る指定地域等を禁止地域等に定め、一定範囲の広告物の掲出を制限している。

文化財等に係る指定地域（条例第6条第1項第2号、第3号、第4号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第1項）

文化財等の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷 58番1号	三溪園の敷地
関家住宅 [重点区域外]	都筑区勝田町1220番地	建造物の敷地及びその範囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館 (現・神奈川県立歴史博物館)	中区南仲通5番60号	建造物の周囲30メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町1番6号	建造物の周囲40メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町16番地	建造物の周囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社 第2号船渠(ドック)	西区みなとみらい2丁目2番1号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社 第1号船渠(ドック)	西区みなとみらい2丁目7番10号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲50メートルの範囲内の地域